

シーガイア住民訴訟結審

原告、被告双方の主張の集大成 としての最終準備書面



結審後の終結集会(弁護士会館)

1. 原告・第11準備書面

2. 被告・第9準備書面

3. 第12回口頭弁論資料

(1) 年森俊宏氏、菅谷幸則氏、久島昌志氏の陳述書

(2) シーガイアが県に提出した「確約書」



ふくじゅそう

「シーガイア支援基金」の住民訴訟をすすめる会

平成12年（行ウ）第2号外 住民訴訟による損害賠償請求事件

原告 菅 谷 幸 則 外

被告 松 形 祐 堯

原告第11準備書面

2002（平成14）年12月2日

宮崎地方裁判所 御 中

上記原告ら及び・共同訴訟参加人ら代理人

弁護士	成	見	幸	子
同	欽	田	萬 喜	雄
同	成	見	正	毅
同	後	藤	好	成
同	年	森	俊	宏
同	中	島	多 津	雄
同	西	田	隆	二
同	吉	田	孝	夫
同	成	合	一	弘
同	松	田	幸	子
同	真 早	流	踏	雄

< 目 次 >

第一 はじめに（3 頁）

第二 地方自治法 232 条の 2 の解釈と適用（8 頁）

第三 シーガイアには経営内容・経営目的それ自体に公益性がない（11 頁）

第四 本件公金支出に公益性が認められないこと（15 頁）

一 本件補助金はその必要性を欠く無駄金である（15 頁）

二 本件補助金はサミット開催のための一時的な延命策にすぎない（29 頁）

三 手続きと方法に違法性があること（36 頁）

1 支出に際して、公金支出の必要性、最低必要額、支出の効果、目的達成の可能性について、必要かつ適正な検討がなされていない（36 頁）

2 本件公金支出に手続き上の違法がある（49 頁）

第五 平等性に著しく反する（55 頁）

第六 県の財政面からも、不相応・不相当な支出である（58 頁）

第七 第三セクターに関する指針の趣旨に反する（59 頁）

第一 はじめに

- 1 本件訴訟は、第三セクターとは言うものの、公益的事業ではなく観光事業を営む一民間企業に、県が基金の創設という迂回の形式で、通常の補助金とは全く掛け離れた趣旨、金額の補助金を支出したことの適法性が問われているものである。

被告側は、補助金支出が地方自治法232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するか否かの判断について行政に広範な裁量権が認められたものと解しているようであるが、その不当性については原告らの第2準備書面20～22頁で主張したとおりである。また、仮に裁量を肯定する説をとっても、被告側が主張する補助金支出の根拠となる事実は立証されておらず、あるいは他事考慮に該当するものであるが、ここでは本件の争点の概略を示すこととする。

被告側は、補助金支出が「公益上必要がある場合」に該当するか否かの判断の基準として、

- (1) 補助事業実施の必要性があり、また、行政目的に合致(合目的性)していること。
- (2) 補助事業実施が行政の公正・公平性を阻害し、行政全体の均衡を損なわないこと。
- (3) 補助事業実施によって有効な効果(有効性)を期待できること。
- (4) 補助事業を実施するために財政運営上の支障がないこと。

の4項目を例示した。原告らが主張する判断基準のうち、「目的・趣旨の公益性」を「行政目的に合致」と表現していると解しても、被告は「支出の方法・支出額が相当であること、即ち支出の使用目的が明確になっており、その目的に対して必要最小限度の方法・金額にすべきこと。」との判断基準に言及しておらず、不十分である。しかし本件補助金支出は、その不十分な基準すら満たしていないばかりか、被告には、そもそも判断基準に基づいて判断しようとする

したとの姿勢も窺えないことが明らかになった。即ち、被告は、補助金支出の実質的対象となるフェニックスリゾート株式会社（以下「リゾート社」という）についての現状認識及び将来予測が甘かったというより、倒産が不可避であることを認識しながらその事実を隠蔽し、シーガイアでサミット外相会合を開催する前に会社更生の申立てをすれば面子が立たないという、主として個人的な理由で、抜本的経営改善計画策定という甘言を弄して県民及び県議会を欺き、60億円という巨額の補助金支出に同意させ、同社の会社更生申立てを先送りしたというのが実態である。

本件の争点は、本件補助金支出についての「公益上の必要性」であり、その内容としては、シーガイア自体の公益性、本件補助金支出の目的の公益性、平等性（公正・公平性）、必要性（有効性）、財政運営上の相当性、支出額の相当性、手続の適法性ということになる。被告側は本件補助金支出がその判断基準に適合していることを具体的に根拠付けるべきであるが、それらについての被告側の主張は、もはや成り立たなくなっている。詳細は後述するが、以下にその概要を述べる。

2 本件補助金支出の必要性について

被告はまず本件の観光・リゾート産業支援の必要性を主張しているが（被告の第1準備書面28～31頁）、シーガイアへの支出を除くと「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」から本件の観光・リゾート産業支援のために支出されたのは、ごくわずかであった。シーガイア支援の必要性については、シーガイア建設の効果や分不相応な経営によって生み出された効果など、ほとんど他事考慮に該当するものである（同44～54頁）。九州・沖縄サミットについても触れられているが、それが当県の経済にどの程度の波及効果があるのか検討もされなかった。被告は、「原告らは、シーガイア支援をサミット外相会合を開催するための一時的な延命策に過ぎないと主張するようであ

るが、シーガイア再建に向けた抜本的な経営改善の取り組みは、サミット外相
会合開催に関係なく一貫して行われていることから、シーガイア支援の目的が、
抜本的な経営改善策を策定・実施し、シーガイアの再建を図ることにあつたこ
とは明らかである旨主張する（被告の第8準備書面4頁）。しかし、被告と
認識を共にする中野商工労働部長の証言によれば、とにかく会社更生申立てな
どは先送りしなければならないということが最大の課題で、1年分の運転資金
を確保した後は、サミットが終わるまではスポンサー探しもしないでのんびり
構えていられるという、およそ一般の倒産に瀕した会社の経営者が聞いたら開
いた口がふさがらないような事実が明らかになった。これでは、被告が本件補
助金支出を必要と判断した真実の理由は、サミット前にリゾート社が会社更生
であれ何であれ倒産しては自分の面子が立たないからであつたと推認するほか
ない。

3 本件補助金支出の目的・趣旨の公益性ないし合目的性について

観光・リゾート産業支援の合目的性について、被告は産業連関分析に基づき、
大きな経済波及効果があると主張するが（被告第1準備書面31～32頁）、
他の産業との比較がなされていないという欠陥を露呈している。シーガイア支
援の目的・趣旨の公益性については、リゾート社が第一勧業銀行から融資を停
止され、法的解決策の時間的余裕がなかったという状況で、県に対し、抜本的
経営改善計画を策定実施するまでの間の支援を要請し、このまま放置すれば宮
崎の経済全体に大きな混乱を招くと予測し、それを防止することが行政の目的
に合致する旨主張する（同54～56頁）。しかし中野証言によれば、抜本的
経営改善計画策定というのは県がつくったシナリオだったというのだから、被
告の主張は完全に覆っている。また、リゾート社は手形の決済に追われている
という訳でもなく、会社更生の申立て後も現実に営業を続けており、支援決定
の当時、会社更生申立てをする余裕もない状況であつたともいえない。

4 本件補助金支出の公正性について

被告は公正な手続きにより基金を設置した旨主張する（被告第1準備書面32～33頁）。しかし、それを審議した県議会における中野商工労働部長や被告の説明は、平成13年3月期にはリゾート社は国際観光社との合算で10億円の償却前営業黒字の見込みとか、シーガイアが第三セクターとして存続する見込みなどという、詐術とも言えるものであり、公正とは言えない。

なお、被告は同準備書面68～70頁において、三セク指針の法的拘束力を否認した上で、特に言及する必要もないのに、三セク指針中、原告らが引用する部分は第三セクターの方式を断念する場合の留意事項であり、本件のシーガイア支援はそれに該当しない旨主張する。しかし中野証言によれば、同人も被告も県議会において本件補助金に関する審議がなされていた時期には、リゾート社については事実上会社更生申立て以外に取るべき方策はないとの認識を有していたこと、従って、第三セクターとしては存続できないとの認識を有していたことは明らかである。また、被告は基金から観光事業者への支援についても公正性を確保している旨主張するが、会社更生申立てまでのリゾート社ののんびりした状況を見れば、その公正性も極めて疑わしい。

5 本件補助金支出の平等性（公平性）について

被告は、基金の設置が他産業にも波及することをもって、公平を欠くものではない旨主張するが（被告第1準備書面33～34頁）、中野証言によれば、本件補助金支出について判断する際、波及効果をまじめに検討したと思えない。被告は、シーガイア支援の平等性、公平性については沈黙している。シーガイアは民間企業であり、そこに60億円近くの運転資金を補助するという決定は明らかに他の私企業への対応、当県の補助基準と比較して平等性、公平性を欠いている。

6 本件補助金と行政全体の均衡

基金の設置そのものが本県の行政全体における均衡を失っていることは、上述の諸点からも十分認定できると考えられるが、更に、豊かではない県の予算から基金に60億円も支出したのに、(財)宮崎コンベンションビューローからシーガイア支援のために支出されたあとは用途が定まらず30億円もの残額が宙に浮いてしまったという事実もある。原告らが主張する、目的のための最小限度の方法・金額という基準からは、明らかに逸脱している。況んや60億円支出の本来の目的である、シーガイア支援は、憲法89条、地方財政法、三セク指針といった国の行政全体からも均衡を失っている。

7 本件補助金の有効性について

被告は、基金の設置について、県民一体となった支援の動きが出てきたこと、都井岬観光ホテルへの補助などで効果があったなどと主張したが(第1準備書面34～40頁)、100億円の基金を設置するという当初の目標(それ自体も法的に問題があるが)は怎么样了のかについては述べられていない。しかも、都井岬観光ホテル等への補助の効果などとして挙げられているのは、60億円の支出の効果ではない。

次に、シーガイア支援の有効性として述べられているのは、シーガイアの廃業が避けられたこと、サミット外相会合、太平洋・島サミットが開催されたこと、松林の維持ということであるが(同準備書面57～64頁)、シーガイアの会社更生の申立てを1年以上先送りしただけのことである。サミット前に会社更生の申立てをすれば廃業が不可避だったとも言えず、その間の運転資金の確保のために県が60億円も支出したから廃業が避けられたとも言えない。また、会社更生申立ては、事業そのものを存続させるための制度であり、前述の、本件補助金支出決定後ののんびりした状況を考えれば、申立てを1年延ばした

から事業が継続できたとも言えないし、サミット外相会合が実現できたとも言えない。更に言えば、都井岬観光ホテル等への基金からの支出には県の補助金交付要綱に基づいて補助金を交付したと主張されているが（同準備書面38頁）、シーガイアに対する支援には同要綱の枠は外されており、それを正当化できる事情は存在しない。結局、前述のように、本件補助金支出は主として被告の個人的な体面のために県民や県議会を欺いたという性格が強く現れており、その面では確かに有効であった。しかし、それは形式的にも実質的にも違法・不当であり、県民の利益には反するものであった。

第二 地方自治法232条の2（普通地方自治体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。）の解釈と適用について

1 【住民の福祉の増進】

地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの（地方自治法1条の2）である。

また、地方公共団体の事務の本質は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めると共に、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。

これら地方自治の本旨「住民の福祉の増進」をもとにした「公益性」の解釈をすべきところ、この「公益性」は抽象的なものであってはならず、憲法秩序・国民の現代社会における適正な生存のためのあれこれの権利・利益とのかかわりにおける直接の「住民の利益」との因果関係を具体的に明確にするものでなければならない。

2 【客観的な公益上の必要性】

法の趣旨は、「自家の財力に余裕ある場合において初めて他の事業を助成し以て自体の公益を増進せしめんとする」（通知 明治34.3.4）のものであり、「公益上の必要がある」か否かは一応当該団体の長及び議会が個々の事例に則して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行政実例S28.6.29）。

補助金は、公行政主体によって、特定の公共目的の促進のために、私人・私企業または他の行政主体に対して給付される無償の金銭的給付であるが、その補助金支出は「公益上の必要性」という制約の下で行わなければならない、そのチェックは財政議会主義（憲法83条・地方自治法237条2項：条例または議会の議決による）による間接民主制に加え、直接民主制の一方式として住民訴訟により裁判所の手を通じて違法な公金支出行為を司法的に統制することによってなすことが求められている。

3 【公益性の概念】

「公益性」の概念は抽象的であるためともすると公益の必要についての解釈が拡張され、行政の行為や主張を正当化する機能の役割を果たすことがある（本件では被告は根拠も明らかでないきわめて一般的抽象的な『経済的波及効果』を即ち「公益性・公共性」と述べている：中野証言9月30日15頁）が、法の趣旨を没却するものであり、このように「公益性の概念」を拡張することはつとに戒めるべきである。これを防止するために、「公益上の必要性」の解釈に当たっては、「公共性」のみならず、「補助・無償交付を受けられない者との間：平等原則」「財源は税金：濫費防止」「住民への説明と納得・公開性の原則：監視体制の整備・充実」などの点を考慮し、「公益上の必要性」があるというには、これらを各面における要件に分析し、客観的・具体的にこれら要件を具備しているかどうかを適法判断の基準・内容とすべきである。そしてその判断に当たっては、前記地方自治の本旨にのっとり、「住民の利益」との

間における因果関係の有無を個別具体的に検証しなければならない（日韓高速船事件）と思料する。

4 【三セク指針は公益性判断の基準になる】

訴状28頁以下，原告ら第2準備書面58頁以下，同第9準備書面7頁以下，本書第七において詳述するように，厳しい経済状況のもと経営破綻に陥っている第3セクターについては，その存廃を検討し少なくともこれに対する財政支援は原則として禁じられているものであり，寄付や補助が，公益上の必要性を有するか否かの解釈基準を示すものといえる。

5 【本件公金支出には何ら公益性はなく，被告には違法な補助金支出についての故意ないし重大な過失がある】

原告らは本件補助金に「公益性の必要性」があるというには{①県に財政上の余裕があること，②シーガイアへの公金の支出目的・趣旨が公益性を有すること，③シーガイアの事業活動内容が県やその住民の大部分の利益につながる事。即ちシーガイアが住民の利益につながる公益活動を行い，補助金はその公益活動に役立つこと，④支出の方法・支出額が相当であること。即ち補助金の使用目的が明確になっていて，その目的に比して必要最小限の方法金額にすべきこと，⑤支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず，特に補助を受けられない者との間に不平等を生じないこと，⑥支出手続きが適法になされ，その使用について事後的な検査・監視体制が十分に整備されていること}の各要件を具備していなければならない（訴状）と主張し，原告ら第2準備書面 第4，同第5準備書面 2，同第6準備書面，などで具体的に検討し，被告の「経済的波及効果，県内産業振興と多くの雇用創出と安定に寄与するものに公益性がある」との主張，中野証言（経済的波及効果が公共性・公益性なのだ）に端的に示されているこの解釈は，すなわち，県内の大半の有力企業には公益性が認

められるという大きな矛盾に逢着するもので、地方自治法232条の2の「公益性」の解釈としてとうていとり得ないものであることを明らかにした。

原告らの掲げる公益性判断の要件は、おおかたの学説、判例が認めるところであり、本件はいづれの点においても要件を満たしていない、「公益上の必要」の認められない違法な補助金の支出である。被告は、地方自治法の本旨から大きく足を踏み外し、国の三セク指針（深刻な経営難の状況にある三セクは問題を先送りすることなく、早急に、経営そのものの存廃を検討しなければならない、原則として新たな負担はしない）も無視し、議会にも真実を説明せず、膨大な赤字を抱え倒産状態のシーガイアをその危機を湖塗して延命して、そこをサミットの間として提供したいためにサミットが終わるまでの期間の運転資金に該当する金を補助するという、内容的にも手続き的にも公益性を欠く、全く許されざる違法な巨額の支出を行ったのである。被告にはこれら違法な支出についての故意ないし重大な過失があることは明らかである。

第三 シーガイアには経営内容・経営目的それ自体に公益性がない。

1 【シーガイアの事業内容・目的】

シーガイアは、営利目的の観光娯楽産業であるところの株式会社であり、その事業内容事態には公益性は認められない。

フェニックスリゾート株式会社は、事業目的に {①宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、娯楽施設、販売施設、文化施設の経営、②会議場の経営及び会議にかかる企画運営業務、③スポーツ、芸能、その他のイベントの企画運営業務④陸、海運業、航空運送業及びその代理業、⑤不動産の売買、賃貸業及び管理業⑥土産品、民芸品、農林水産物、衣料品、日用雑貨その他物品の販売⑦損害保険代理業、生命保険代理業及び自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業⑧前各号に付帯する一切の事業} 掲げ昭和63年12月27日設立されている。

シーガイアの現実の事業内容は {高層ホテル・ドーム型人工海浜プール・高級ゴルフ場を中心とする観光娯楽施設においてテニス・ゴルフのプレー，ホテルの宿泊と食事，人工海浜プールでの遊泳，会議の開催等} の営利事業であり，県民全体の生活や福祉にとって直接的に役だつものではなく，公共事業でも公益事業でもない。

しかも主として県外観光客を対象とし，利用料金も全体として高いため，県民が長期滞在して気軽に利用できる施設ではない。

県内には他にゴルフ場，テニス場，ホテル，旅館，有料屋内プール，食堂，等営利事業であっても料金も安く，近くにあつて気軽に利用しやすい，県民の役に立っている施設がある。

このようにシーガイアは宮崎県が担うべき公益目的実現のための諸活動とは全く無関係な純然たる営利企業であり，その事業内容は宮崎県民の福祉増進とは全く無関係な事業である。

2 【シーガイアへの出資】

宮崎県は宮崎市とともに，シーガイア・フェニックスリゾート社へ各7500万円（資本金3億円のうち各25%）を出資している。出資の形態はいわゆる官民共同出資の第3セクターであるが，このことで会社の性格が変わることではなく，営利を目的とする株式会社であることに変わりはない。出資を適法とするだけの特別の公益性があつたかそもそも疑問である。

第3セクターに対する地方公共団体の出資は，株式の取得行為という意味（公有財産）を持つばかりでなく，一般的には，その実際的理由は第3セクターの設立・助成を図るための出資であり，実質的には第3セクターへの助成又は補助という意味を持っている。公共団体としての出資は，何らかの行政目的の実現を図ろうとするものであるから，そこには明確な「公益性」が存在しなければならない。

公益性があるといえるには、自治体の出資行為が内容的に公益性があること、また手続き的に違法性がないばかりか、議会や住民に十分な公益性の説明がなされ、合意のあることが必要である。「公益」とは、地域社会あるいは地域住民全体の利益という意味であって、「公共性」より一段と住民への利益性が強く求められる概念であるところ、「公益事業」（例えば、鉄道、電信、電話、水道、ガス、電気などの事業）は、住民の利益に関係し、住民の日常生活に必要不可欠の事業である。

前述のようにシーガイアは営利目的の各種事業を営む株式会社であり、その事業活動が住民の利益・福祉に密接かつ直接に役立ちうるような公益性が認められるものでもない。

昭和63年7月宮崎県議会で、宮崎県が公益性のないフェニックス・リゾート社へ出資することについて、県は「一ツ葉地区には保安林として国有林が含まれており開発に当たってはその適正な活用や管理を図るという観点から、県及び地元市町村が出資する第三セクターの設立が求められている」ともっともらしい説明をしていた。公益性のない開発・経営は民間・フェニックスリゾート社が行うが、保安林から受ける県民の利益や権利が侵害されないように公益的利益を守り、チェックするために公共団体が出資するという説明であった。保安林はフェニックス社の開発によって失われるものであるのにこの出資はまことに詐欺的な出資の滑り込ませであり、一連の経過に照らすと国有林を開発、売却しやすくするために宮崎県が参加したものであり、出資の目的にはそもそも公益性は認められないものであった。

3 【前記1, 2, についての裁判例について】

(1) 宮崎地裁 平成3年(行ウ)第4号保安林内開墾作業許可処分取消請求事件において、判決は「シーガイアの本質が観光娯楽施設であり、公益性は備えていない。」と判示している。

また、宮崎地裁 平成 7 年（行ウ）第 2 号：公文書一部非開示決定処分取消請求事件（97.1.27 判決）において、県は、「宮崎県が本件法人の株主であること等を理由に本件法人が公共性、公益性を有するとはいえない。本件法人は、私企業にすぎないし、本件法人の役員は私人として本件法人に関係しているのであって、公的関係にない。」としてシーガイア自体には公益性がないことを自ら認め、経理の開示を拒んでいる。

（2）山口地裁は、平成 6 年（行ウ）第 3 第 5 号「日韓高速船補助金訴訟（平成 10 年 6 月 9 日判決）において、「公益性」があるためには、主観的にも客観的にも補助金の交付とそれによる住民の利益との間に因果関係がなければならないとし、要旨①日韓高速船株式会社は第 3 セクターではあるが、設立経緯やその後の動向等に照らすと、市の行政組織とは無関係の民間企業性格を有する。②補助金の交付当時、同社は既に 1 年 4、5 ヶ月運休し、再開の見込みも全くなく、本来めざしていた地域の活性化や市民の利便性といった利益が存在しなくなっていた。③補助金交付で直接利益を受けたのは、用船契約していた船会社や借入金にかかわる連帯保証人らで、いずれも営利を追求する法人個人であり、これらのものに利益を与えても、市民福祉が増進したという関係にはないことも明白。④被告・下関市は市の信頼維持（事業が失敗に終わった場合、債務整理も市の責任で行うことがなければ今後第 3 セクターの事業に誰も協力しなくなる）がまさに公益性であると主張するが、「信頼の維持は抽象的なもの」に過ぎず、実体は伴っていない。⑤補助金の財源は住民が納付した税金であるうえ、第 3 セクターとはいえ、民間企業はその自己判断と責任のもとに危険負担もあり得ることを前提に営利追求をすることは経済法則の自明の理であることを考慮すると、かかる補助金の交付総てに公益性があるとは、とうてい解しがたいと判示している。

（3）岡山地方裁判平成 4 年（行ウ）第 9 号職員給与支出差止等請求事件において「県が公金を支出し職員を出向させていた三セク事業テーマパーク「チボ

リジャパン」は、遊園地経営を目的とする営利事業であって、公益性が乏しく自治体がなすべき事業ではない」旨判示している。

4 被告は、「公益性」の核心である住民の利益・自治体の本旨に立脚した対応をしたならば、三セク指針に従って、破綻に瀕しているシーガイアについては存廃を検討し、少なくともそれ自体に公益性のないシーガイアに本件公金を支出すること等決してすべきではなかった。しかるに被告は、地方自治法232条の2の本旨に反し、議会を欺いて本件公金を支出し、宮崎県民に多大な損害を及ぼしたのである。

被告には、故意ないし重大な過失があり、その責任は免れない。

第四 本件公金支出に公益性が認められないこと

一 本件補助金はその必要性を完全に欠く無駄金である

1. はじめに

仮に、シーガイアの事業体としての存在に被告主張のような何らかの公益性が認められるものと仮定しても、平成12年1月の段階で県が本件公金支出をなす理由も必要性もまったく存在しておらず、まさに支出することに何の意味もなさないいわゆる無駄金の支出であったという点で本件公金支出は明らかに公益性を欠くものというべきであった。本章ではこの点について述べる。

2. スポンサー確保と改善計画策定の期間の確保という被告の主張

被告の主張から概観すれば、本件公金支出の目的は、その支出によって巨額の債務を減少させるとか、再建のための直接の資金とするとか等という性格のものではなくて、被告がいうところの「抜本的経営改善計画」、即ち、中野証

言によると再建のために経営を引受けもしくは支援してくれるスポンサーを確保し、当該スポンサーの下で経営改善の再建計画を作成することを念頭において、それまでの期間、シーガイアを倒産させることなくその経営の維持・存続をはかるために必要とされる資金として支出したということになっている。

このような従来からの被告の主張からすれば、本件公金の支出によって被告が達しようとした目的は、第一勧銀の融資停止決定によって倒産の危機に瀕していたシーガイアの倒産の危機を当面回避するとともに、シーガイアを倒産させることなく一定期間その経営を維持・存続させることにより、①シーガイアの再建の方策を見極め、②再建のためのスポンサーを確保し、③改善計画を作成し、④同計画に基づき法的再建もしくは任意の再建に着手するための準備をなすための時間（被告はこれを平成13年3月までの約1年間余りと考えていたようであるが）を確保をすることであり、まさに、そのために本件公金60億円の支出の必要があったということになる。

3、融資停止決定後は法的倒産手続以外に選択の余地はなかった

しかし、原告がこれまで再三主張しているように、主力銀行の融資停止決定後の平成11年10月の時点では、シーガイアにはすでに法的倒産手続をとる以外に選択の余地はなかったのである。

即ち、この時点で一時的な倒産回避のための当座の資金を投入したとしても、それは本来法的手続によりなすしかない問題の解決を先送りにし、更に負債の増大を招き、債権者をはじめとする関係者に更なる迷惑をかけるという最悪の結果を招くだけであった。

平成11年10月の時点でシーガイアは、①約2700億円という返済不能の巨額の債務を抱えており、このような債務が債権者の債権放棄という形で解消する見通しは全くなかった、②再建に必要な新規融資を得られる見通しは全くなかった、③開業以来、毎年例外なく発生し続けてきた年間約200億円前

後の赤字を解消して経営が黒字化する見通しは全く立たなかった、という点で、任意の再建はそもそも不可能な状況であり、客観的にみて会社更生法適用申請を含む法的倒産手続を経る以外に選択の余地はなかったものである。

この点は、経営の専門家である山本税理士の意見書（甲第5号証）でもシーガイアの具体的経営内容の分析に基づいて明瞭に指摘されているところである。

4. 超巨額の債務と赤字解消の目途のたたないシーガイアに任意の再建は最初から不可能であった

- ① そもそも、再建が可能になるには、巨額の負債を返済可能な額に大幅に圧縮することはもちろん、当該企業の経営建直しにより、毎年の経営そのものについては少なくとも黒字化がはかれるものでなければならないことはいうまでもない。従って、仮に多額の負債の圧縮ができたとしても、企業の経営そのものが依然として赤字を生み続けるようなものである限り、再建そのものは到底望み得ないのである。

シーガイアについて言えば、これまでに原告らが再三主張してきているように、平成11年12月の段階でシーガイアの経営はその開業以来、収入よりも経費の方が1年あたり約200億円も上回るコストの超過剰構造となっており、これを短期に解消して黒字に転換する見通し等たつはずもなかった。それまでシーガイアを支えてきた主力銀行が平成11年9月についに融資停止決定をなし、シーガイアの再建方について何らの努力もその姿勢さえも見せることなく、シーガイアの支援をほぼ完全に見限ったのも、もはやシーガイアの経営の赤字構造が転換する見通しはないと判断したからであろうし、これに対してシーガイア側も経営改善等による何らの黒字化の見通しを示すことは全くできない状態であった（もし、それが示されるようなものであれば、このような形での銀行の融資停止決定もなかったであろう。）。

- ② 以上のように、シーガイアの慢性的超赤字経営構造の改善の見通しが全く

たたない状況下では、どのように考えても任意の再建等はそもそもありえない話であった。被告は、シーガイアが「抜本的経営改善計画」を策定しさえすれば再建は可能であったかのように主張し、事実、県議会にもそのように説明していたが、2700億円の巨額債務が解消し、毎年発生して増加し続ける200億円前後の赤字がちどころに解消して黒字転換となるような「改善計画」など最初からそもそもあり得るはずはなかった。それは、本件公金支出を正当化し、とるべき法的手続をとらないで公金支出をなして問題を先送りにすることに対する県民からの批判をかわすために県が思いついた架空の作り話であったという他はない。

このように考えると、シーガイアは任意の再建が不可能であったことはもちろんのこと、法的手続による再建も極めておぼつかないものであったのであり、シーガイアの経営の内状を十分把握していたはずの被告も、このことは十分に承知していたというべきである。

- ③ 毎年発生し続ける200億円前後の恒常的赤字の解消も平成11年11月の時点で何らの見通しも可能性も全く見出せないものであったことは、原告がこれまでに再三主張しているとおりである。

即ち、シーガイアの経営の収支そのものが、①常に収入よりも経費が上回り、経営を続ければ続けるほど赤字が増大するコスト過剰構造になっていること、②シーガイアの経営者が採算ベースと見ていた年間500万人の利用者増が望めるどころか、全面営業2年目の平成8年以来、毎年利用者の減少が続いてきており、昨今の経済情勢からしてもこの減少に歯止めをかけて一転利用者を大幅急増させる見通しもその方策も全く見出されていないこと、③第一勧銀の融資停止決定以降、新規の資金調達の見途は完全に断たれた状態で、以降に発生する赤字からくる運転資金不足を補う資金も、又、経営改善をはかるための資金の導入も全くできない状態となっている中で、任意の再建等およそ考えられるはずもなく、誰が考えても法的倒産手続以外にとる

べき方策は考えられない状態であったのである。

5、公金支出の時点で法的手続をとる他なかったことは再生法申請時の被告の説明内容からも明らかである

① このように、シーガイアについては客観的にみて任意の再建は当初からそもそも不可能であり、仮に再建を目指すとしても、法的倒産手続をとる以外に方法がなかったことは、シーガイアが会社更生法適用申請にふみきった際に、被告が県議会に対し説明するために作成配布した説明書（甲第56号証）の説明書内容からも明瞭に読み取れるのである。

即ち、同書3ページの「シーガイア再建にむけた検討」ということで、再建に関して特に検討すべき重要な課題として、シーガイアの①経営の黒字化、②多額の負債の圧縮、③新規資金の導入の3点を掲げているが、平成11年10月以降は時期のいかんを問わず、常識的に考えてもこの3点が達成されない限り、シーガイアの再建、特に任意の再建が不可能であることは明らかであった。この点については中野証人自身が、以上の3点が達成されないと再建は難しいと考えていたこと、そして、この3点のいずれが欠けても再建は難しかったということを認めている。

更に、被告の説明書によると、検討した結果、シーガイアには会社更生法適用申請という法的手続をとるしか方法がなかったとし、その理由として、新規融資が受けられる可能性がないことはもろろんのこと、リゾート社の「単年度黒字化を達成することが困難な状況であったこと、負債の圧縮についても債務の免除が行われた場合はリゾート社にとってはその分が利益として見なされ税金が発生するが、リゾート社では納税のための資金手当は無理である」としている。

ちなみに、中野証人はシーガイアの3000億円近くの債務の免除が行われた場合には、シーガイアに対する800億円近くの税金が発生する計算に

なるとし、リゾート社がこの税金の手当をするのが無理なことはもちろん、当然スポンサーもそんな余計な分は持たないであろうというようなことも（県としては）検討していた、とまで証言している。

- ② この県の説明は、シーガイアの会社更生法適用申請時の平成13年2月時点でなされたものであるが、被告が本件公金支出を決意した平成11年11月の時点で仮に多額の債務の免除がなされたとしても、県が説明するような理由でそれが再建に結びつくことになりえないことは、全く同様の状況であったはずである。

即ち、法的手続以外の任意の再建を可能にするためには、2700億円もの巨額の債務の免除が行われることも再建の大前提の柱の1となるが、仮にそのような債務の免除が行われたとしても、これに関してシーガイアに莫大な税金が発生し、その手当の見通しがつかないために任意の再建はほとんど不可能であったことは、平成11年11月当時も明らかなはずであった。中野証人は、「当然スポンサーもそんな余計な分は持たないであろうというようなことも検討した」とまで証言しているが、債務免除に伴う800億円の税金が発生することから考えると、中野証言のように仮にシーガイアの再建を支援するスポンサーが平成11年12月頃につくことになったとしても、債務の免除による負債の大幅圧縮を前提とする任意の再建はやはり不可能であり、会社更生法適用申請を含めた法的再建の方法をとる以外になかったといえよう。

- ③ 尚、シーガイアの経営問題に関し、会社更生法適用申請の結論に至ったという被告の県議会への説明書（甲第56号証）に関して、更に付言すれば、被告が同説明書で説明しているシーガイアの再建問題に関して県が検討した内容はまさに、本来、本件公金支出の是非必要性を検討する段階で検討しなければならないはずのものであった。そして、その段階で被告が同様の検討をまじめにしていたのであれば、上記説明書の内容と同様の結論（会社更生

法適用申請をなすべきという)に至っていたことは想像に難くないし、そうであれば、本件公金を支出するという結論には到底ならなかったであろう。

6. 当初から考えられなかった2700億円もの債権の任意放棄

以上は2700億円にも上る債権の任意の放棄が仮になされたととしても、シーガイアの任意の再建は極めて困難であるという議論であるが、原告が既に主張しているように、そもそもシーガイアの債権者がその巨額の債権を任意に放棄するという事自体、当時から考え難かったことである。

即ち、シーガイアは開業以来、一度も黒字を出すどころか、毎年200億円前後の赤字を出し続けて、更に負債を増大させているが、このような状況下で主力銀行の第一勧銀が任意という形で軽々に債権放棄をすれば、銀行の経営者自身が貸付の責任を問われかねない(株主代表訴訟等により)事態であった。このように、大口の債権者が債権放棄することはおよそ考えられない状況下であったが、現実にも、シーガイアの巨額の債権に関し、債権者がこれを債権放棄するということはその動きはおろか話題にさえ上ったことはなかったのである。このように、任意の方法による再建を仮に考えてみたとしても、その不可欠の前提とされる巨額の債権放棄自体がどのような点からみても平成11年11月の時点においても、その可能性さえ見出せなかったものという他ない。

ちなみに、甲第7号証(平成13年2月20日付宮崎日日新聞)には、「帝国データバンク宮崎」のまとめによる1988年12月から2001年2月までの第三セクター企業の整理状況一覧が掲載されており、シーガイアも含め合計25社の整理状況が示されているが、このうち、任意整理によるものはわずか5社であり、残りは全て法的手続によっている。しかも、その任意整理とされている5社の負債額は最大でも40億円(他は17億、11億5千万、9億、6億2千万となっている)であり、100億円を超える企業はことごとく特別清算か破産等の法的手続によっているのである。このことから考えても、負債

額が2700億円という他とは比較もできないような巨額のシーガイアの場合には、任意の再建がいかに考え難いものであるかがわかるのである。

7、当時、法的手続（会社更生）以外に方法がないことは佐藤弁護士も説明していた

県の顧問的立場にある弁護士の佐藤安正弁護士自身も、本件公金支出前の平成11年11月頃、シーガイアへの公金支出問題に関して、県から相談を受けた際に、「借入金膨大で赤字がかなりあるという一般的な知識を前提として考えられるのは、民事再生か会社更生しかないだろう。メインバンクの第一勧銀が徹底的に音頭をとるならば、民事再生もあり得るが、金融機関との交渉などを手続に全部押し込んでしまったら会社更生しかあり得ない」と答えたとされており（甲第58号証の17）、このような話が佐藤弁護士からなされたことについては中野証人も認めている。

このように、今回のシーガイアの更生管財人を務めており、企業の法的倒産手続に関しての地元の専門家ともいえるべき佐藤弁護士自身までもが、既に平成11年11月の時点でシーガイアの膨大な借入金と赤字から考えられるのは民事再生か会社更生しかないと認識し、そのように県に語っていたのである。この事実からしても、専門家の目から見ても、当時のシーガイアについて（スポンサーがつくか否かにかかわらず）任意の再建の方法はあり得ず、法的再建しなかったことは明らかであった。

尚、新聞報道によると、本件公金支出に関する実務上の責任者ともいえるべき中野証人自身が、更生法適用後の県議会で、「（第一勧銀が融資を打ち切った）一昨年9月に会社更生法を申請することも考えられた。サミット外相会合の開催が決まっただけに引延ばすしかなかったと釈明した」（甲第20号証、同旨・甲第18号証）と答えているということである。このようなことからしても、被告自身も平成11年11月の時点では会社更生法適用申請等の法

的手続しかないと考えていたことが十分窺えるのである。

- 8、公金支出当時に、被告はスポンサーが確保できる具体的見通しを何ら有していなかった

ところで、中野証人はシーガイアの再建はスポンサーを抜きにして自力による再建は考えられなかったとして、県としても当初からスポンサーによる経営の引受けもしくは支援が再建の大前提として考えていたことを繰り返し述べている。スポンサーが確保できなければ再建はあり得ないということであるが、平成11年11月の時点でスポンサーが確保できるという具体的見通しは全くなく、又、客観的状況も存していなかったことは明らかであった。

中野証人も当時このようなスポンサーが出てくる具体的見通しは県においても全くなかったことを認めている。

この点については原告が既に述べているように、開業以来一度たりとも経営が赤字を脱したことはないどころか、その赤字の幅が毎年200億円前後にも上るような劣悪経営企業を約2700億円にも上る巨額負債を残したままで引受けのようなスポンサーが出てくることがそもそもあり得なかったことは明白であった。

被告はシーガイアが結果的にはリップルウッド社に事実上買収され、会社更生法適用が認められたことをもって、シーガイアの経営引受手としてのスポンサーがあらわれるのは十分可能性があったかのようにいうのであろうが、リップルウッド社がシーガイアの経営を引継いだのは、まさに会社更生法適用の手続において、巨額の負債を消滅させ得る具体的見通しが存在するようになったからであり、法的手続による巨額の負債の大幅減縮がなされない限りは、常識的にみてもリップルウッド社に限らず、いかなるスポンサーもあらわれえるはずはなかったのである。尚、中野証言によると、リップルウッド社以外のスポンサー候補者も、経営引受けの前提として会社更生法適用申請等の法的手続を

求めていたことが窺い知れるのである。

- 9, 融資停止決定以降, シーガイアは法的倒産手続以外に解決の方法はなかった以上からいえることは, シーガイアの再建にとって巨額の負債の大幅減縮は不可欠であるが, 何らかの再建を目指すものとしてもシーガイアの当時おかれた状況からすればこの巨額負債の大幅減縮は法的手続(会社更生法適用申請を含む)以外の方法ではあり得なかったこと, そして, この法的手続(これ以外には考えられない)による巨額の負債の大幅減縮なくしてはシーガイアの経営を引継ぐ, 又は引き受けようとするスポンサーの出現もあり得なかったということである。

以上からしても, シーガイアは, 主力銀行の融資停止決定以後はまさに客観的にみても法的倒産手続を経ることなくしては, 再建追及の可能性は全くなかったという他ないのである。

以上みてきたように, 第一勧業銀行によるシーガイアへの融資停止決定以降は, まさに速やかに会社更生法適用申請等の法的手続を検討・着手すべきであったし, それ以外の解決方法はなかった。にも拘らず, この時点でなお, シーガイアの当面の倒産の一時的回避と一定期間の経営存続のために本件公金支出をすることは無意味であり, その必要性は全くなかった。

- 10, 融資停止決定以降, 公金支出時までの間に更生法適用申請をなすことは十分可能なことであった

被告は仮に会社更生法適用の申請手続をするにしても, そのために, 相当期間の準備が必要であり, 本件公金支出があったからこそ, その準備の期間が確保でき, 更生手続も可能であったとも主張している。

しかし, 現実の会社更生法の適用の申請例の多くは, 企業が倒産の危機に陥り, これ以上の経営の継続が困難となった際にその緊急窮余の策としてなされ

るのが普通であり、これを1年近くもかけてゆっくり準備してなされるものはむしろ極めて希であろう。

今回のシーガイアの会社更生法適用申請手続の準備作業に関して言えば、肝心のスポンサー探しに着手したのが、平成12年8月の終り頃からであるという中野証言から考えても、更生法適用申請の具体的準備はどう考えても平成12年10月以降のことであろう。

このように考えても、第一勧業銀行の融資停止決定がなされた以降の平成11年10月から直ちに会社更生法適用の申請の準備を開始していれば、平成12年1月には同申立は十分に可能であったと考えられるのである。そうすれば、平成12年1月21日に宮崎コンベンションビューローにシーガイア支援目的の補助金60億円を県が支出する必要も、又、同年1月25日にコンベンションビューローがシーガイアに上記の中から金25億円を支出する必要も全くなかったのである。

このように、シーガイアに県の公金25億円が投入されたのは、平成12年1月25日のことであるが、シーガイアは少なくともそれまでは公金注入なしで現に経営を維持していたのである。このことから考えると、第一勧銀の融資停止決定がなされた平成11年9月27日の時点から約4ヶ月はシーガイアは自力で経営を持続させた上、その間に法的手続の準備を行う余裕は優に存在しており、十分可能であったというべきである。

この点について更に付言すれば、中野証言によってもシーガイアは平成11年4月の段階ですでに主力銀行の融資（支援）は事実上停止されており、もはや巨額の赤字と経費不足を補う資金を融資等により補填する途を失いかけていた。即ち、まさに補填資金を断たれることにより、いつ倒産してもおかしくないぎりぎりのつなわりの危険な経営の状況であった。もちろん、巨額の負債解消も全くたたない状況であることを含めて考えると、シーガイアは平成11年4月頃から、法的倒産手続を視野においた準備等を開始しておくべきであっ

たともいえよう。

11、被告には今シーガイアを倒産させたくないという主観的願望しかなく、公金支出の必要性は当初から念頭におかれていなかった

ところで、被告は、本件公金支出にあたって、これが果してシーガイアの再建等にとって真実必要なものであるのかどうかという点についてまともに検討しようとした様子さえみられない。

中野証人は、なによりも県民の財産ともいうべきシーガイアを倒産させるわけにはいかないということがまず頭にあったとその本音を述べており、とにかく当座の倒産を回避するために必要な運転資金等として本件公金を支出したことだけは明確になっているが、果して、これが再建のためにどれほど必要な支出であったかについてはほとんどまともな検討がなされた様子はないのである。

その第1は、支出にあたってシーガイア側から再建の見通しを検討するための資料等を事前に提出させるようなことはしておらず、又、シーガイアの今後の再建方法等について会計士等の経営の専門家に相談した様子もない。

尚、先述したように、佐藤弁護士をはじめ何人かの弁護士には相談しているようであるが、当時佐藤弁護士からは、シーガイアの現状からすれば法的手続、具体的には会社更生法適用申請の他はないとまで言われながら、その時点でその会社更生法適用申請についてまともに検討しようともせずに、この助言を完全に無視し去っているのである。

即ち、中野証言に示されるところによると、被告は、主力銀行の融資停止によりいわば決定的段階を迎えた倒産の危機を、本件公金支出によって一時的に回避できれば、シーガイアの再建はでき得るのかという点、再建のために本件公金の支出は本当に必要なのかという点に関する公金支出者として当然になすべき必要な検討はほとんどなしておらず、従って、本件公金支出によりシーガイアの再建が可能になるという客観的な見通しも当時は何ら存在しないまま、

いわば見切り発車的に支出したというのが実態という他ない。

- 12、被告はスポンサーの確保についても経営改善計画についても何の具体的見通しも示さなかった

中野証人はシーガイアの再建はスポンサーなしにはあり得ないと考えていたと言いながら、本件支出当時、スポンサーが見つかる具体的見通しについては何も存していなかったことを認めざるを得なかった（もっといえば、被告はその見通しについて検討した様子さえみられない）。

又、被告は、議会にはシーガイアを再建するための「抜本的経営改善計画」をシーガイアが策定するまでの期間のシーガイアの経営存続を維持するための資金投入であると説明しながら、抜本的経営改善計画がどのようなものかについてはその概要でさえも最後まで明確にすることはしなかった。それどころか、抜本的経営改善計画が真実・確実に策定されるのかという点についてもシーガイア側経営者側から作成する旨の誓約書を出さただけで、それ以上の何の具体的見通しも出さなかったのである。

- 13、「法的倒産処理手続をサミット終了以降まで引延ばすため」というのが公金支出をなした被告の本音である

- ① 又、被告はスポンサーありきの再建であると当初から考えていながら、外相サミットが終了した平成12年8月までは肝心のスポンサー探しに着手しようともしていない。この事実、スポンサーありきの再建であり、そのための期間の確保のために一時の運転資金等としての本件公金の支出が必要であったという県の言い訳が当初から全くの虚構でしかなかったことを端的に物語っている。

中野証言全体から浮かび上がってくることは、本件公金の支出の真の目的は、シーガイアの再建目的とか、再建のための「抜本的経営改善計画の策

定」，そのためのスポンサー捜しのための一定の期間の確保というものではなく，本件公金の支出により，さし迫っていたシーガイアの倒産を一時的に回避するとともに，一定期間の経営の存続を可能にし，そのことによりシーガイアを平成12年7月に予定されていたサミットの会場としての使用を可能にするためであったということである。先にも述べたように，中野証人が更生法適用後の県議会で，「第一勧銀融資停止時に会社更生法申請も考えられたが，サミット外相会合の開催が決まっていただけに引延ばすしかなかった」と答えたという事実（甲第20号証）は，まさに，被告の支出当時の本音を何よりも雄弁に物語っているといわねばならない。

② 中野証人は本法廷でこの件につき問われて，このような答弁はしていないかのように証言しているが，甲第18号証（平成13年2月23日付宮崎日日新聞）によると，平成13年2月22日の県議会商工常任委員会で鳥飼謙二委員が「フェニックス社のメインバンクの融資が停止した一昨年秋に法的整理に入らなかったのは，昨年開かれたサミット宮崎外相会合を控えて先送りしたのでは」と質問したのに対し，中野商工労働部長は「あの時にも更生法とかいろいろ手段はあったが，できなかったのはサミットが決まっていたこともある」と答えたと極めて具体的に報道されているところであり，今になって中野証人がこれを否定してとぼけているのはその本音を隠すためとしか考えられない。

③ 本件公金支出時の県の被告側の内部事情を報道したと思われる新聞報道の記事にも，「第一勧銀からの融資停止はシーガイア再建にとっては致命傷を意味した。にもかかわらず，県は公的資金を投入してシーガイア救済に固執した。昨年7月に開かれた九州・沖縄サミット宮崎外相会合を乗り切ることが，松形県政の至上命題だったからだ」（宮崎日日新聞・平成13年2月21日付，甲第14号証），とか「基金構想は同年9月，第一勧銀が追加融資を停止し，運転資金にも事欠いたフ社幹部が県に泣きついたことが始まりだ

った。松形の胸には『サミットを返上することになれば県全体が信用を失い、中央に陳情にさえ行けなくなる』との思いがよぎったという」（宮崎日日新聞・平成13年3月16日付、甲第32号証）とか報道されているが、このように、長年にわたってシーガイア問題について被告・県等からの取材を続けてきている地元最大の報道機関のこのような報道内容から考えても、中野ら県の幹部はもちろんのこと、被告自身も本件公金支出は外相サミット開催の会場としての使用を可能にするための一時的倒産回避の必要からの支出と認識していたものという他ない。

であるからこそ、被告は公金支出にあたって、シーガイア再建の可能性、スポンサー出現の見通し、抜本的経営改善計画の策定の内容と可能性については、何らまともな検討をなそうとさえもしなかったし、又、する必要も感じなかったのである。

14、以上、述べてきたように、本件公金支出は、どのような点からみても、その支出の必要性を完全に欠く、文字どおりの無駄金の支出であった。従って、このような公金を違法に支出した被告には、その違法な公金支出行為について、故意もしくは重大な過失が存するというべきであり、その法的責任は免れないものである。

二 本件補助金はサミット開催のための一時的な延命策に過ぎない

1、補助金支出までの経緯

上述のとおり、第一勧銀から融資停止の通告がなされたという平成11年9月の段階で法的手続をとるしかないことは明らかだったのである。にもかかわらず、何故60億円もの補助金がシーガイアのために支出されたのか。この間の経緯から見て、翌年7月に開催予定だったサミット外相会議のための一時的

な延命策だったことは明らかであろう。

以下、まず補助金支出までの事実関係を整理した上で、この点を明らかにする。

平成10年3月

- ・融資停止決定の前年のH9年度末（平成10年3月）の累積赤字額は920億3250万円（甲54-1乃至5の積算）
- ・この時期累積赤字が1000億を超えることが避けられない見通しとなったとの報道もある（甲20）

平成11年3月

- ・平成10年度末（平成11年3月）の累積赤字額は1096億4618万円（甲54-6）
- ・この頃シーガイアから県に支援要請（中野10回9頁）
（その後、第一勧銀からシーガイアへの直接の融資は無し）

4月 サミット外相会議開催正式決定
 県議会選挙

8月 県知事選挙

9月 第1勧銀より融資停止通告

 ・シーガイアより県に対し支援要請

10月25日 シーガイアより最終的な支援要請（中野10回
 30乃至31頁）

11月8日 故郷産業活性化懇談会陳情

12月 県議会・常任委員会審議

12月18日 県議会本会議決議

平成12年1月 補助金60億円をコンベンションビューローに
 交付。同日25億円をシーガイアに交付。

7月 サミット外相会議開催

2, 上記経過の意味するところ

- (1) 上記経過から見て、遅くとも平成10年頃（1000億円のデッドラインが云々されだした頃）には、シーガイアの破綻が予想され、何らかの善後策も話題になっていたはずである。

そもそもメインバンクであった第一勧銀から、累積債務1000億円がデッドラインと通告されていたのであり（甲20，甲4・7頁），この事はシーガイアの中村副社長（当時）が認めており，中野もこれを否定しなかった（中野11回42頁）。とすれば，デッドラインが現実的になってきた平成10年後半くらいには，それこそ抜本的な経営改善計画が議論されたはずである。

この点につき，中野は，「株主として見ていただけ」とか，「佐藤氏もいるので全くタッチしていない」と述べ（中野 10 回8乃至9頁），県としては何も検討していなかったように述べるが，「第3セクター」として出資もし，取締役まで派遣している宮崎県が，累積赤字が1000億円にも達し，銀行の言うデッドラインに達しようかという時期に，「株主として見ていただけ」というのは到底信用しがたい（現に，被告は，県議会において「意見交換の場を通じまして随時，提言なども行ってまいりました」と述べている・甲76 平成11年12月8日付20頁，同9日付5頁）。

ましてや，平成11年4月にはシーガイアから支援要請があったというのであり（中野 10 回9頁），ここに至っても何ら対策が検討されていなかったというのは到底信用できない。

なお，中野は，平成11年4月以降シーガイアに対する新規融資がされていないとの報道もされていること（「事実上は4月からストップ」 甲31 宮日）につき，「何時の時点からストップかということは，私は確認してお

りません。」「今もそれは知りません。」（同 28 頁）と述べるが、中野の言うシーガイアの「公益性」「観光産業における貴重な役割」を考えたとき、この時期には特に関心を持っていなかったかのような証言は到底信用できない。

このように当然関心を寄せるべきところを敢えて寄せていないかのように述べること自体、意図的なものを感じざるを得ない。

（２）なぜ問題が先送りされていったか

平成 11 年 4 月はサミット外相会議の開催決定がなされているが、それまで熱心に誘致活動を行ってきており、しかもシーガイアの諸施設を会場予定地として誘致していた関係で、この時期ごとにたくなかったことは容易に推測できる。また、同年 8 月には県知事選挙が控えており、さらには平成 12 年 7 月にサミット外相会議が開催されることにもなり、法的手続等といったことは口が裂けても言えない状況にあったのである（そのような事を一言でも言えば、シーガイアを中核とするリゾート構想を進めてきた被告の責任問題となることは必至であり、選挙に影響が出たことも自明である）。

このような事情があったからこそ、平成 11 年 4 月時点での支援要請には答えることができず、その後も県知事選の終わる同年 8 月までは県として積極的に関わることはしなかったと考えれば頷けるのである。

（３）なぜ本件補助金支出に至ったか

① 前項で詳述したとおり、巨額の累積赤字や今後の見通しなどを考えたとき、平成 11 年 9 月の融資停止決定時、即ちシーガイアが支援要請をしてきた時点で、会社更生法適用申請の途しか客観的にはなかったのである。

しかし、翌 12 年 7 月、即ち 9 ヶ月後にはサミット外相会議が開催されることが決まっており、そのメイン会場がシーガイアだったことから、被

告としてはとにかくサミットを乗り切る必要があったことは誰の目から見ても明らかである。

この点に関して、中野と被告代理人のやりとりが興味深い。

「この時点（融資停止決定時）でどうでしょうか。会社更生法の申立をしていれば、債権者は同意していたのでしょうかね。」

「これはあとで聞いた話ですけども、ちょうど県としては、経済界、観光業界を挙げてのサミット誘致でありました。その時点では、11年度は多分サミットが決まっておったんじゃないかと思いますけど。」

「サミットが12年の7月ですから、その8、9ヶ月前ですよ。」

「はい。だから銀行としても、一生懸命県を挙げて、民間団体を挙げている状態の中で、会社更生法とか再建の話がなかなかできなかったというようなことを、いろいろ終わった後にそんな話を、私としては、そこら辺がどうあったかと言ったら、そういうことを言っておりました。」

「じゃ、サミットの具体的な計画がもうできつつあるもんですから、そういうところまで踏み込めなかったということでしょうかね。」

「そうです。」

（以上、中野 10 回 17 頁）

このように「サミットの具体的な計画がもうできつつあるもんですからそういうところまで踏み込めなかった」というのが真相であり、会社更生法の適用申請を引き延ばさざるを得なかった理由である。

② 実際にスポンサーをさがし始めた時期

既に述べたが、中野は「再建のためには、まずスポンサーありきと考えた。」（中野 10 回 8 頁外）というのであり、補助金支出もそれまでの運

転資金であったと説明した（同）。

ところが、平成11年12月に補助金支出を決めたにも拘わらず、サミットが終わった後の翌12年8月か9月頃まで、全く動いていないというのである。

この点につき、中野は、率直に「サミットもありましたし、あまり騒ぎになるのも適当でないと考えました。」（中野10回54乃至55頁）と述べている。

本件補助金支出はスポンサー探しのためだった等と言っているが、実際はサミットを乗り切るためであったことは、その肝心のスポンサー探しをサミットが終わるまでしていなかったこと自体から明らかである。

この事はその後の経緯を見ても明らかである。結局、会社更生法申立に至ったのが平成13年2月19日なので、実際に動き出してから実質5ヶ月ほどで申立に至っている。従って、仮にシーガイアから最初に支援要請があった時点（平成11年4月）からスポンサー探しをしていれば、同年の9月か10月、即ち融資停止決定がなされた頃には会社更生法の申立も可能だったことを意味している。徒に時間を延ばしただけのことである（平成11年9月と平成12年8月と比較して経営状態が特に改善したわけでもない）。

なお、中野は平成11年9月時点では「会社更生法をするにも当面の運転資金が無かった。」という説明もしているが（中野10回16頁）、これも疑問である。即ち、中野の説明でも、平成11年4月以降同年9月の融資停止決定まで、シーガイアの元代表者佐藤棟良氏が最後の血の一滴まで流して50億円を調達したというのであり（中野10回10頁）、その後25億円の補助金で会社更生法まで漕ぎ着けたのであるから、この時点でできないはずがなかったのである。

この点、県が補助金を支出して1年数ヶ月の余裕を与えたからスポンサ

一が現れたかのような主張もするのであるが、前記のとおりスポンサー探しを始めてから会社更生法適用申請まで5ヶ月程度しか経っておらず、またそもそも申立時点ではスポンサーが決まっておらず、その後現れたスポンサー候補もリップルウッド社とは違っており、時間切れ間際にギリギリで決まった旨報道されており（甲 58-15 等）、余裕を与えたから現れたという経過でないことも明らかである。

（４）小括

以上の経過から見て、本件補助金支出は、翌年度に予定されていたサミット外相会議を予定どおりシーガイアで開催するために、とにかく時間を稼ぐべく当面の運転資金として支出されたとしか考えられない。

3 仮に、被告の言う倒産回避（スポンサー探し）のためだったとしても、その支出には公益性はない

（１） 被告は、平成11年9月の融資停止決定時点では、会社更生法等の手続をとっても「償却前営業赤字の状況では金融機関等の協力を受けることは到底期待できず、また、これだけ大規模な再建には新たな経営支援者が必要であるが、これを見付ける時間的余裕すらない中では不可能であった」として、本件補助金支出に合理性がある旨主張する（被告準備書面1・24頁）。

（２） しかし、当審の中野証言で、融資停止の通告を受けた平成11年9月の半年前の同年3月頃、既にシーガイアから支援要請があっていることが明らかとなった（中野10回9頁）。しかも、その後同社の代表取締役だった佐藤棟良が自前で50億円の資金繰りを行ったというのであり、同年3月から準備にかかれば、敢えて補助金に頼らなくても、資金的には可能だったのである。

（３） 被告は、「償却前営業赤字の状況では金融機関等の協力を受けることは

到底期待できず」として、「償却前営業黒字」にもっていくことが会社更生法等の法的手続をとる条件であったかのように述べているが、本件補助金支出時に再三強調された「平成13年3月期償却前黒字」なるものについて、県として具体的に各目標数値の達成可能性を検討していなかったことも中野自身が認めた（中野11回23乃至27頁）。

- (4) さらに、被告は「経営支援者を見付ける時間的余裕がなかった」と言うが、そうであれば、何故累積赤字が1000億円を超え、シーガイアから支援要請もあったという平成11年3月から準備を始めなかったのか、代表取締役が50億円もの資金繰りができたこの時期に何故準備を始めなかったのか、当然疑問となる。さらに疑問なのは、平成12年1月に補助金支出したにもかかわらず、実際にスポンサー探しに動いたのは平成12年8月末か9月頃だったということである（中野10回54頁）。「時間的余裕がなかった」から補助金を出したとは到底思えない。何故不可欠であったスポンサー探しを8ヶ月近くも放置したのか、逆に言えば補助金を出してわざわざ1年3ヶ月も延命させる必要性はなかったのである。

- (5) 以上述べたとおり、被告の言う「償却前営業赤字の状況では金融機関等の協力を受けることは到底期待できず」とか、「これだけ大規模な再建には新たな経営支援者が必要であるが、これを見付ける時間的余裕すらない中では不可能であった」等という理由は、本件補助金支出の合理性を裏付けるものではない。

三 手続と方法に違法性があること

- 1 支出に際し、公金支出の必要性、最低必要額、支出の効果、目的達成の可能性について、必要かつ適正な検討がなされていない

(1) 補助金支出を検討する際に殆ど具体的検討がなされていないこと

ア 支出時の「見通し」の欺瞞性

(ア) 県議会での説明

被告は、本件補助金支出時の説明の際、県議会で「平成13年3月期には償却前黒字の見込み」「第3セクターとして存続する見通し」との楽観的な見通しを繰り返し述べた(甲76・県議会議事録囲み部分)。さらにこの補助金を得て同時期までに抜本的経営改善計画が策定・実施されれば、銀行融資の再開も可能という見通しまで述べていた(甲76・平成11年12月8日付3頁)。

ところが、蓋を開けてみると、「平成13年3月期には償却前黒字」の具体的数字の「中身の分析はしていない」と開き直ったのである(中野11回27頁)。

前述のとおり、「平成13年3月期には償却前黒字」という説明は、支出時の見通しを説明する際何度と無く語られた判断材料である。にも拘わらず、その「中身について分析していない」という実態が語られていたら、県議会はそれでも支出に同意したのだろうか。

(イ) 提出された「損益計算書 推移」(乙41)の疑問点

① 「フェニックスリゾート株式会社 損益計算書 推移」(乙41)

は、本件補助金支出につき審議された平成11年11月県議会に提出された計算書類である。

② 被告が説明していた「平成12年3月期償却前10億円の黒字」という数字は、ここから出てきている(わざわざ括弧で括ってある)。

I ところが、この損益計算書を見ると、平成11年度当初の(計画)が、償却前営業収支6億2000万円の赤字(国際観光社との合算で9900万円の黒字)となっていたのに対して、最終的な

(見込み)が26億0200万円の赤字(国際観光社との合算では26億1400万円の赤字)となっており、既に見通しが狂っているのである。このような状況にあって、平成12年度(13年3月期)には合算で償却前10億円の黒字と言っても、到底説得力はないはずである。

この点につき、原告ら代理人が、「(平成13年3月期償却前黒字の)中身の分析はしていないということでもいいのですか。」と聞いたところ、中野はこれを認めたのである(中野11回26,27頁)。

このように当初の(計画)と最終的な(見込み)で20億円も違ってきている状況下で、しかも中身の分析をしていないという中で、どうして「平成13年3月期黒字の見通し」等と説明したのか、無責任極まりない。

II さらに数字の分析

平成10年度の営業収支は29億6200万円の赤字であったところ、平成11年度の(計画)は6億2000万円の赤字となっており、平成11年度は23億円以上も赤字が減少する事になっている。

しかし、その細かな内容を分析するとこれまた現実性のないものであることが分かる。

i 入場者増について

平成11年度は前年度の10万人増の計画になっているが、それまで4年連続で減り続けているのにどのような展望があったというのか(平成8年度と9年度を比較して約18万人、平成9年度と10年度を比較して約28万人、各々減少している)。「中身は分析していない」と言われればそれまでであるが、その無責任さが際だつと言うべきである。

ii 売上増について

これも平成11年度は前年度の17億円増の計画になっているが、これもそれまで4年連続減少していたのに、どうしてこのような目標が設定できるのか、根拠がない。県内特別料金などで一定の利用増が見込めるとしても、特別料金を設定する以上、廉売の分の利用増が必要だが、これを試算したものもない。

iii 「物件費」（水道光熱費、電話代、紙代等人件費以外の一般の経費）について

経費削減の効果として、物件費が5億円下がる計画になっていたようだが、利用者が増えると必然的に物件費が上がるのではないか、具体的な検討がなされていない。

iv 人件費について

これも6億円近く削る計画になっているが、人間をこれだけ減らしていく一方で17億円以上もの売上増が本当にできると考えたのか、これも具体的な分析が必要であろうが、全くなされていない。

(ウ) 本件補助金支出時には平成12年度の償却前赤字が明らかになっていること

「経営改善計画策定期間中の損益動向」と題する書面（乙57）は、平成12年1月に、シーガイアがリゾート基金に対して本件補助金支出の要請をする際に提出した損益動向の見込みである。

これを見ると、平成11年12月の県議会当時に提出された乙41では、シーガイア単体で平成12年3月期に6億2000万円の償却前赤字（国際観光社との合算で9900万円の償却前黒字）となっていたのに、その1ヶ月後に提出された乙57では、最終見込が18億8000

万円の償却前赤字となっていたことが分かる。

さらにひどいのは、平成13年3月には、シーガイア単体で9900万円の赤字に減少、国際観光社との合算で10億1500万円の償却前黒字の計画とし、県議会でも何度もこれを強調していたにも拘わらず、県議会での審議後の平成12年1月にはシーガイア単体で13億7700万円の償却前赤字にいつの間にか下方修正されていることである。1ヶ月前後で、約13億円もの大幅下方修正をしているのである。これでは、県議会当時の説明は何だったのか、無責任極まりないと言わざるを得ない。

(エ) 結果（平成13年3月）はどうだったか

被告の提出した実績報告書によると、最終的に平成13年3月期にシーガイア単体で16億6900万円の償却前赤字となった（乙64・実績報告書4頁）。補助金支出を決めた県議会での説明の際使用した乙41では、シーガイア単体では9100万円の償却前赤字、国際観光社との合算で10億1500万円の償却前黒字の計画だったのであり、何度もこれを強調していた。しかし、結果的には、その後も赤字は増え続けたのであり、いかに見通しが甘かったかは明らかである。

(オ) 小括

以上のとおり、本件補助金支出時に被告が県議会に説明していた「平成13年3月期に償却前黒字の見通し」の根拠が極めて怪しいことが明らかとなった。前述のとおり、そもそも平成11年12月の県議会に提出した数字とその翌月補助金交付申請のために提出した数字が24億円近くも違っていることを見ると、その説明は欺瞞的だったと言われても仕方がないであろう。

そもそも、それら見通しについて、現場の責任者であった中野商工労働部長が「中身は分析していない」と認めたのであり、本件支出がいかに関無責任になされたかが明らかになった。

(2) 公益性の具体的判断要素について、本件支出については全く問題と考えなかったと開き直った

ア 本件補助金支出を決定する時点で、被告並びにその部下である中野らが、地方自治法232条の2の「公益上の必要性がある場合」の該当性についてどのような検討がなされたかが重要であることは明らかである。

イ この点につき、中野は次のように答えた。

「その（公益上の必要性）判断の際に、どんなハードルがあると考えられましたか。どんな問題があると考えられましたか。」

「別に、私は、再建する方を優先しておりましたから、そういうハードルとか、何があっても、そのハードルは乗り越えなければいかんと考えておりましたから、そういうハードルは乗り越えなければいかんということで考えておりましたから、そういうハードルは何があるかということよりか、再建すると言うことを先に考えておりましたから。」

「その決意は分かるんですが、あなたは行政マンでいらっしゃるわけですから、法律上どんな問題があるかとか、返ってこないお金ですからね。それは、当然検討されたんじゃないんですか。」

「それは、当然、担当の方で、地方自治法に照らしての補助金のところでしっかり検討して、問題ないという結論に達しておりました。」

「じゃ、その担当の検討を教えて欲しいんですが、具体的にどんな障害、どんな問題をクリアせんといかんかということを検討したんで

すか。」

「そういう、どんな問題、障害をクリアせんといかんかということまではなかったと思います。」

「例えば、他の業種との関係で、平等性に問題があるんじゃないかと、そういうことは特に頭にはなかったですか。」

「ありません。」

「県の財政上、60億もの負担は大きすぎるんじゃないかと、こういう頭はなかったですか。」

「ありません。」

「補助金を支出する際、従来の補助金支出の基準と比べて、金額が余りにも高すぎると、そういう頭はなかったですか。」

「ありません。」

(以上、中野 11 回 33 乃至 34 頁)

ウ 60億円もの公金を、補正予算で急遽支出を決め、しかもその使途が銀行から融資を打ち切られた一民間企業の運転資金であり、加えて中野によれば支出時にスポンサーなしの再建はない、会社更生法の適用申請もありうるとの認識を持っていたという。

にも拘わらず、補助金支出に関する様々な問題点（平等性、財政上のバランス、支出基準の明確性等）について全く疑問を持っていなかったを感じていなかったというのである。公金を扱うという感覚が麻痺しているとしか考えられない。このような人物が現場の責任者として、本件補助金支出の手続を進めていったのであり、これを被告は容認したばかりか、自らも県議会で本件補助金支出の必要性、合理性を訴えてきたのであるから、その責任は重大である。

(3) 「抜本的経営改善計画」の欺瞞生

ア 「抜本的経営改善計画」がどのように説明されてきたか

本件補助金支出は、平成13年3月までに抜本的経営改善計画を策定・実施するまでの運転資金という説明であり、本件支出の拠り所と言っても過言ではなかった。被告準備書面1でも、「これら自助努力策だけでは、前述の危機を乗り越える策にはなりえないことから、同社は県に対し、最後の手段として、抜本的な経営改善計画を策定、実施するまでの間の支援を要請した。」(同55頁)と説明している。

それゆえ、県議会もこれに関心をもち、最終的に支出を決める際、計画の策定、実施に関する確約書をとることを要求し、県としてもこれに同意した経過があるのである(甲62・301)。

イ ところが、今回の中野尋問において、重大な事実が判明した。シーガイア再建はスポンサーが現れることが前提で、どのような抜本的経営改善計画になるかもスポンサー次第だったというのである。当審でも、被告代理人が「最初にスポンサーを見付けないで、その計画案を作ったって、それは何の意味もないんです。」(中野10回54頁)と明言されている。

しかし、そのような説明を議会では全くしていない(中野もこれを認めている 11回58頁)。

「抜本的な経営改善計画を策定、実施するまでの間の支援」(前掲準備書面)と説明しながら、その「抜本的経営改善計画」の骨格、前提条件を説明していなかったのである。

ウ 今一度、県議会で、補助金支出後の見通しを被告がどのように語っていたかを確認してみよう。

「次に、シーガイアの経営改善計画についてであります、フェニッ

クスリゾート社は、現在様々な経営改善計画策に取り組みまして、平成13年3月期には、フェニックスグループとして償却前黒字化が図られる見通しでございます。さらに、今回の支援を受けていく中で、将来にわたって安定的な運営が展開されるように、銀行とも協議しながら抜本的経営改善計画を策定していくことになっております。」（県議会議事録 甲76・平成11年12月9日付12頁）

この説明のどこから、スポンサーがつくことが前提で、抜本的経営改善計画もスポンサー次第であって、スポンサーが付かない段階で作っても何の意味がない等という認識が理解できるというのであろうか。

結局、県議会に対して、本音の説明はしなかったと言われても仕方がないのである。

エ このように見ると、被告が同じく支出後の見通しの中で、平成12年3月には「抜本的」経営改善計画の「骨子」を出すと説明していたことの欺瞞性も顕著になる。

即ち、「スポンサーが付かない限り抜本的経営改善計画を作っても意味がない」のであるから、そのような見通しも立っていない平成12年3月（そもそもスポンサー探しを始めていない）に、「骨子」が出せるはずがないのである。言うまでもなく、「骨子」という以上、本体の計画の中心部分が反映されていなければならない。本体のイメージが全く出てこなければ「骨子」の意味がないのであって、本体の前提である「スポンサーありき」が全く見えてこない「骨子」は全くのまやかしと言われても仕方がないのである。

実際にシーガイアから平成12年3月に出されたのは、乙63であり、これがこの「骨子」ということである（中野11回19頁）。

その内容は、「基本料金の見直し」「県民に愛されるシーガイアづく

り」「本部の縮小」「各種経費の圧縮」といったもので、それまでの「自助努力分」（乙56）を少し詳しくしたに過ぎないものであり、当然ながらスポンサーの「ス」の字も出てこない。結局、一番肝心な前提部分が抜けているのであり、被告の本音の見通しとは全くかけ離れたものなのである。

因みに、宮崎交通が都井岬の宿泊施設の存続のために補助金支出を要請した際に「確認書」（乙18の1）なる書面が提出されている。これも今後の経営改善計画の骨子と位置づけられるものと思われるが、ここでは新会社の設立等今後の基本設計が見えてくるのであって、これと比較して見ると、いかに前記「骨子」がいい加減なものであるか、明らかであろう。

オ このように被告が本音を説明していないことから、被告の県議会での説明を聞く限り、平成13年3月には償却前黒字となり、さらに抜本的経営改善計画が策定、実施されるようになれば最終的な黒字化も図られる見通しと考えるのが当然である。

ところが、当審において、中野は最終的な黒字化をイメージしたものではないと明言した（中野11回20頁）。

最終的に黒字になるかどうか分からない、さらにはシーガイアの出している平成13年3月償却前黒字も現実に可能かどうかは分析していない、という説明をしていたら、県議会が議決したはずがないであろう。

カ 中野は、裁判長からスポンサーを付けた再建ということを議会で説明しなかった理由を次のように答えた。

「あの時点では、とにかく余り余計なことを言わん方がいいと。とにかく、マスコミさんにいろいろ根ほり葉ほり聞かれますから、もう抜本的経営改善計策を出しますということで1年余り来たということです。」（中野11回58頁）

行政の一幹部のこのような「政治的判断」で、60億円もの補助金支出の見通しの本質的部分が説明されないという事態があっているのか、議会制民主主義、法治主義の根幹に関わる重大な問題が、本件で提起されているのである。

(4) 「確約書」なるものについて

上述したが、平成13年3月には償却前黒字になる見通しであることと同時期までに抜本的経営改善計画を策定・実施することが、補助金支出の際再三語られたことである。被告準備書面1でも、「これら自助努力策だけでは、前述の危機を乗り越える策にはなりえないことから、同社は県に対し、最後の手段として、抜本的な経営改善計画を策定、実施するまでの間の支援を要請した。」(同55頁)と説明している。

それゆえ、県議会もこれに関心をもち、最終的に支出を決める際、抜本的経営改善計画が本当に策定・実施されるために何らかの担保が欲しいとして、確約書をとることを要求し、県としてもこれに同意した経過があるのである(甲62・301頁)。

この時、中野は、県側の答弁の責任者として、「単なる紙切れにならないようしっかりとしたものを作ります」と発言した(「そんな発言はした」と認めた。中野11回22頁)

にも拘わらず、最終的に作成されたのが甲75である。単に「抜本的経営改善計画を策定するとともに、速やかにこれを実施することを確約致します。」との文言があるだけで、何らの具体性もない。結局「単なる紙切れ」でしかなかったのである。

(5) 60億円の算出根拠について

ア 被告は、何故60億円の支出になったのかについて、第2準備書面で

次のように説明した。即ち、①国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金（以下、リゾート基金と略称する）の全体目標が100億円だから県の応分の負担額として決めたこと、②抜本的経営改善計画を策定・実施するまでのリゾート社の不足する資金が58億円であったこと、以上である。

イ しかし、リゾート基金は被告らがシーガイア支援の方向性を決めた後に出てきたものであり、しかも100億円等というが結局6.6億円程度しか集まらず、県がシーガイア支援を主目的として支出した60億円が大半だったのである。結局、シーガイアの運転資金が58億円必要だったので、ほぼ同額を支出したのである。

ウ そして、その58億円の内訳は、中野も認めているように乙43である。乙43を見ると、平成13年3月までに60億5000万円の不足となっているが、その内訳の大半（51億1900万円）が「事業外支出」、即ち利息分であったことは明らかであり、中野もこれを認めた（中野11回31頁）。

運転資金どころか、金利の負担を税金で賄おうということだったのである。

エ なお、被告準備書面4で、補助金支出時の補助基準として、経済波及効果率を用いた計算式を示しているが、それはリゾート基金から補助金を支出する場合の説明であって（同書面の文脈から明らか）、本件補助金の支出を決める際の判断基準ではない。現に、中野も、「その検討（シーガイアの資金繰りがいくら不足するかの検討）以外に、58億を算出することを、計算とか何かされましたか」という質問に対して、「いや、してません。」と答えている（中野11回33頁）。

オ 「100億円」の目標が形ばかりであったこと

前述したが、被告は本件60億円が100億円のリゾート基金の一部

であり、応分の負担である等と述べるのであるが、結果的に殆ど協力を得られていないのが現状なのである。各市町村が、県が音頭をとっているのに答えないというのは通常考えにくい。それなりの根回しもされたはずである。しかし、どう考えても市町村レベルで、シーガイアの公益性について理解が得られなかったのである。

因みに、被告提出の資料（乙 5 1）にもとづいて達成状況を見ると、市町村から 3 億円となっているが、これは市町村財政から出たものではなく、別財政（市町村振興会）からの支出である。しかも、目標は 1 0 億であり、遠く及ばない。

宮崎市からは 1 億 5 0 0 0 万円が支出されていることになっているが、名目は「サミット補助金」であり、使途も固定資産税の滞納分に限定されたものであって、本来の趣旨からはかけはなれたものである。

串間市と日南市が 1 0 0 0 万円を支出しているが、何れも地元にも補助対象事業を抱えており、言わば見返りがあるケースなのである。

このように当初の構想どおりに資金が拠出されていないのであり、金額も 1 0 0 億円には遠く及ばず、リゾート基金構想は結局支持を得られていないと言わざるを得ない。

（6） 観光産業全体の要請であったとの主張について

ア 上記に関連して、被告がリゾート基金を創設したきっかけとして説明している「故郷産業活性化懇談会」の陳情（乙 10）なるものにも疑問が多い。

イ まず確認されなければならないのは、この陳情を機に本件補助金支出の検討をしたわけではないことである。即ち、中野もその陳述書（乙 6 5）の中で、「融資停止決定後の対策を議論している途中で、シーガイアをはじめ県内の観光産業全体への支援の声が出てきた」と述べている。中野によると、それまで非公式の支援要請があっていたが 1 0 月 2 5 日

にシーガイアから正式な支援要請があったというのであるが（中野 10 回 31 頁・それ以前から非公式の要請があったという），一方で上記陳情は 11 月 8 日付であるから，厳密には「対策を議論している途中」ではなく，行政としては補助金支出の方向を決めた後なのである。

ウ　ところで，故郷産業活性化懇談会なる組織は，行政内部やシーガイアと極めて繋がりが深い組織であることが注目される。

まず同懇談会代表の塩見一郎は，もともとシーガイアの設立発起人であり，シーガイアへの出資企業である株式会社宮崎ガスの元社長でもある。同懇談会の構成団体である商工会議所連合会の会頭でもあった。因みに，宮崎コンベンションビューローの代表者でもあり，その後補助金の支出を決定し，監督する責任者ににもなった。

同懇談会の構成団体である宮崎県観光協会会長の平山輝男は，元宮崎銀行の頭取であり，シーガイアの設立発起人でもある。

また，同懇談会を構成する各団体の事務局長，専務らの多くが，現職もしくは元の県職員であったり，シーガイアと深い繋がりがあったりするものである（中野 11 回 43 乃至 45 頁）。

しかも同懇親会は，これまで殆ど活動らしい活動をしていなかったのである。この点具体的に聞いたところ，中野は曖昧な証言に終始したが（中野 11 回 45 乃至 46），商工労働部長の立場にあった同人が知らないはずがない質問ばかりであり，認めたのと同様である。

2 本件公金支出に手続き上の違法がある

(1) はじめに

以上のとおり，本件が適法な公金支出であるかどうかその要件該当性について述べたが，地方自治法 232 条の 2 は「普通公共団体はその公益上

必要がある場合には寄附又は補助をすることができる。」と規定し、被告が県民の重要な財産である公金を支出するについては、このような要件を備えた支出であるかについて議会に提案し、その議決を得ることが必要である。その場合被告はまず①議会に対する提案者として当該公金支出につき、その目的と必要性、金額の妥当性、支出の効果、目的達成の可能性等公益性の各要素を十分に調査・検討をして、法の趣旨に沿った目的達成の見通しと根拠をもって公金支出の提案をすることを要し、又②議会提案後は提案者として議会において公金支出についてその内容を正確にかつ十分説明し、これに基づき議会において十分な審理がなされることが必要である。

しかし、本件公金支出については上記①及び②は全く充足されていない。

(2) 本件公金支出の目的、内容と議会への提案について

① 被告は「本件支出はリゾート社が経営の再建を図るため抜本的経営改善を策定実施するまでの間に不足する運営費を補助するものであり・・・」

「従って抜本的経営改善方策の具体的検討はリゾート社において基金の支援を受けながら行われるものであり、その中でいろいろな方法が検討されることになると考えていた」と主張している（被告第3準備書面3頁以下）。

② しかし、前記のとおり本件公金支出は公益性のないものであり、中野証言によると「とにかく補助金ありき」「とにかくスポンサーありき」で本件公金支出につき、公益性の個別的要件を分析的には全く検討しておらず（中野11回、33頁以下）、又被告は県議会で「平成13年3月期に償却前黒字の見込み」と説明した件についても具体的中身の分析は全くしていなかった（中野11回27頁）。

そして被告が抜本的経営改善策と考えていたのは経営を引き受けるスポ

ンサーを探すということであり、しかも本県議会提出時にスポンサーがつくという具体的な見通しは全く無かったのである（中野 11 回 51 頁以下）。

- ③ ちなみに、公金（補助金）の支出については地方自治法（232 条の 2）、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）があり、宮崎県でも補助金等の交付に関する規則を定め、その支出の適否、管理、運用等について厳格な要件と審査を行っている。
- ④ このように重大かつ巨額な本件公金支出を議決する時点で、被告が公益性の各要素を具体的に検討せず、目的達成の見通しが立たないまま、公金支出を提案し、議決に付したということは違法であり、重大な過失があるというべきである。

(3) 県議会での説明の問題点について

（正確な説明をしないで、意図をかくし、むしろ虚偽の説明をして議会の承認を得ていること）

- ① 被告は本件公金支出を提案した県議会において、シーガイアが第三セクターの会社として社会的意義が大きく、県として資本参加をし、役員を派遣していること等を説明し、本件公金支出の必要性の一つの重要な根拠としている。また、経営の見通しについて、抜本的経営改善計画を策定し、これにより平成 13 年 3 月期には償却前黒字が図られる見通しとなっており、会社としては第三セクターとして存続することになるとの見通しを述べている（平成 11 年 12 月県本会議議事録 16, 17, 20, 21 頁等、甲 76 号証）。
- ② しかし、被告が意図し、目的とした抜本的経営改善計画なるものは被告が議会で説明し、その説明どおり受け取れる内容と全く異なるものであり、被告は県民の代表で構成され、最も誠実にかつ正確に説明されなければならない議会において正確な説明をせず、むしろ故意に虚偽の説明をして議会を欺

くという驚くべき暴挙をなしている。

すなわち、被告としてはシーガイアに対する第一勧銀の融資がストップした時点で、スポンサーなしの自力再建は無理だと考え、事業の継続は「第三者のスポンサーありき」と考え（中野10回20, 35頁）、抜本的経営改善計画の名のもとに被告がシナリオを全て作り（中野同46頁）、その内容は当然経営権の移譲であったということである（中野11回48頁）。当時の担当責任者であった中野自身新聞記者に「シナリオづくりに最も苦労した」と語っている（甲70号証）。しかし、このようなシーガイアの今後のあり方についての最も根本的なことについて、被告は議会ではスポンサーをつけた再建になるとは一切言わなかったし、余り余計なことも言わん方がよいという考えであった（中野11回58頁）。そして、被告としては全てスポンサーが決まってから検討するという認識であり、「最初にスポンサーを見つけないでその計画案を作ったって、それは何の意味もないんです」（中野10回54頁）という認識でありながらそれを議会で全く説明していない。

被告が県議会で説明した抜本的経営改善計画のその真意が「まずスポンサーありき」であるなら、その意味は全く異なってくるのである。

- ③ 又、シーガイアの方角として被告は佐藤弁護士より「会社更生しかあり得ない」という話も聞き（中野10回, 39頁）、被告として会社更生法の申立の可能性を十分認識しながら議会では一切説明せず、担当責任者たる中野はわざわざ被告に「知事さん、絶対これは言ってもらっては困る」と言って、それを絶対制止したということであり、更生法の「こ」の字も出さなかったのである（中野10回49頁）。
- ④ 更に、シーガイアが第三セクターとして存続するかについて被告は「シーガイアゾーンが一体的に事業継続できれば、運営体は第三セクターであろうと民間組織であろうとそれは別に本当はどちらでもいいことだと考えていた」ということであり（中野11回14頁）、このことは第三者のスポンサ

一による経営は当然経営権の移譲をするという前記被告の認識と合わせ考えると第三セクターの存続はまずあり得ないというのが被告の真の認識であったと言える。

- ⑤ ところで、被告の県議会での説明は前記①のとおり、シーガイアはあくまでも第三セクターの会社であることを前提としているものであり、これらの組織を変更し、県や市が関与しない通常の商事会社になることは説明されていない。被告の説明はあくまでシーガイアが第三セクターとして存続することとしか受け取れない再建であり、会社更生法等倒産手続きも含めた「再建」の説明は全くないのである。もし第三セクターが通常の商事会社へ変更するというのであれば、あるいはその可能性が大きいならば、被告はそれに伴う説明をし、又質問がなされるはずであるが、そのようなことは全く無かった。

更に会社更生法等による「再建」であれば、従業員の地位、地元取引業者との取引、その他多大な影響があり、被告はその場合の検討をなし、十分な説明をなすべきであるし、質問もあるはずであったが、そのような説明も質問もなかった。

- ⑥ このように本件公金支出の目的について、被告はシーガイアが第三セクターとして存続することを前提とし、かつあくまでもこれの再建であり、会社更生法等による倒産手続等全く前提としない説明をしていたものである。

しかるにシーガイアは被告が説明した「抜本的経営改善計画」を策定するこ

ともなく、平成13年2月に倒産手続である会社更生法の申立をし、被告が当初から意図していた第三者のスポンサーたるリップウッド社に事実上の身売りをし、第三セクターとしての組織を消滅させて、県や市が全く参加しない単なる商事会社とし、又従業員全員解雇や取引業者の債権の大半カットという多大な被害を生じさせた。

- ⑦ 本件公金支出を審議する議会において上記のようにその内容、目的を正確

に説明せず、真の意図を隠し、むしろ虚偽の説明をすることが正当化されるならば、公金支出につき適切な議会のチェックが不可能になり、法の趣旨に著しく反することになることは明らかである。

従って、被告は本件公金支出について議会において正確な説明をせず、真の意図を隠し、むしろ虚偽の説明をして承認を得たものであって違法であり、被告に故意又は重大な過失があると言うべきである。

(4) 敢えて基金の形にして、県が直接チェック・管理できない脱法的方法をとったこと

① 公金（補助金）の支出については、上記(2)③で述べたように、地方自治法232条の2の要件に合致しているのかどうか厳格な審査を経た上での議会の承認が必要であり、その執行に関しては補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）がある。宮崎県でも補助金等の交付に関する規則を定め、その支払いの適否、管理、運用等について厳格な要件チェックと審査を行っている。

② ところが、本件公金支出はその目的がシーガイアに対する個別的経営支援であったにもかかわらず、同社に直接支出せず、わざわざ基金を設置した（財）宮崎ビューローに交付する形になった。

公金支出に公益性があり、適法かつ合理性があつて問題がないのなら、敢えてこのような迂回をする必要はなく、通常の公金支出のとおり直接議会に提出してその承認を得ればいいはずである。しかるに被告がこれをせず、（財）宮崎ビューロー経由としたこと自体、本件公金支出の違法性を認識しており、議会のコントロールとチェックを免れるために故意にしたものと思われぬ。県議会でも「基金を作ること自体県の責任をほかに転嫁するんじゃないか」「何故直接やらないか」という質問が出るなど問題化し（中野11回62頁）、又被告は本件補助金を支出することによって、本件のよ

うな訴訟等もあり得ることは考えていたものである（乙65号証，中野陳述書）。

このように基金の形で公金を支出することは一種の脱法であって，違法であり，被告には故意もしくは重大な過失が存するものである。

- ③ この（財）宮崎ビューローを経由する形の本件基金の管理体制，検査体制が通常の議会の承認による公金支出と比較して極めて不十分であることは既に原告第2準備書面（55ないし58頁）で述べているとおりである。

本件では，結局丸投げの形で公金を（財）宮崎ビューローの基金に支出しており，シーガイアに対する具体的な支出については全くタッチできず，具体的監査は行われておらず，検査体制もないのである。

それ故本件公金支出はその実質および方法において地方自治法232条の2の趣旨に反し，違法であり，被告には故意もしくは重大な過失があると言ふべきである。

第五 平等性に著しく反する

一 はじめに

地方自治法232条の2規定の「公益性」を満たすためには，支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず，特に補助を受けられない者との間に不平等を生じないことが必要である。被告（第1準備書面27頁）の言葉を借りれば，「補助事業実施が行政の公正・公平性を阻害し，行政全体の均衡を損なわないこと」が要求される。

しかるに，宮崎県の一般企業に対する補助金支出のあり方，補助金支出の基準と比べた時，以下の点で，著しい格差・不平等性を指摘せざるを得ない。

二 個別企業への補助金の非原則性

宮崎県の農林水産関係の補助金は、農道建設や土地改良等に関連した自治体や各種団体（農協、漁協、森林組合）への産業基盤整備事業，あるいは業界指導のための人件費など公共的性格を持つものが主である。個別農家に対しては、貸付金がほとんど（国からの委託事務である減反奨励金などが例外）である。商工関係も、各種商工団体へ補助金はあっても、個別中小企業の経営安定のための制度は、利子の補助でしかない。

個別経営体の資金難は、個々の事業者の経営責任の問題であり、補助金で対応しないのが太原則なのである。なお、この点に関連する「補助金等の交付に関する規則」等の規定については、第七において詳述する。

三 企業立地促進補助制度との不公平性

平成7年4月に、県は、企業立地促進補助金交付要綱を定め、「地域経済の振興及び雇用拡大並びに産業構造の高度化促進」を目的に、一定の補助金を交付することとした。観光娯楽産業は対象とされていない。

宮崎県の作成した冊子（甲74）によると、補助金については、一般製造業・流通関連業への補助金の限度額が2億円、先端業種・民間研究所・情報サービス業への補助金の限度額が5億円である。しかも、これらは、新規雇用者1人当たり30万円を計算の基礎としているから、限度額の5億円は1666人の場合に相当するし、かつ、補助対象施設は、初期投資に係る建物、構築物、設備装置、環境施設等とされており、補助金で運転資金を補うことは許されていない。補助金の使途が限定されないかのような中野証人の証言（11回36頁）は、甲74の記載内容に反する証言である。

新規立地でもなく・先端業種などでもなく・運転資金への補助である点を仮に捨象し、リゾート社への補助金を雇用人数を基礎に算定すると、リゾート社単体の926人（甲51，5頁）で $926人 \times 30万円 = 2億7780万円$ ，グループ3社の1500人（甲58－9，読売新聞）で $1500人 \times 30万円$

= 4億5000万円であり、グループ全体まで広げた約2600人（甲56，1頁）で2600人×30万円=7億8000万円（この場合も、限度額の5億）である。

本件の60億円の補助金は、地域経済の振興や雇用の確保を最終目的としている点では同じであるにもかかわらず、金額が5億円の12倍もの規模であること、業種・補助金使用の使途が異なることから、現行の県の民間企業に対する補助金交付制度のあり方と比較して、著しく公平性を欠くものである。

四 融資制度との不公平性

なお、甲74の産業立地貸付の制度でも、有利子の融資限度額が、設備資金でも20億円にすぎないのである（中野証言11回34頁同趣旨）。まして運転資金での融資限度額は5000万円である。これと比べても、本件の60億円は120倍もの金額であり、いかにも不公平である。

五 公平性の検討を欠くこと

さらに、そもそも、本件公金支出時には、他の一般企業で設けられている上限（限度額）との対比的な検討自体、全くされていない（中野証言11回35頁）点も問題である。

六 特定企業への補助金の不均衡性

宮崎県では、経営危機にある企業に対して、貸付金ならまだしも、補助金を運転資金として出すことはそれまではなかった（中野証言11回35頁）。特定の私企業のためにわざわざ基金を創設して、数十億円単位の補助金を出すことは、従前の例からは、不均衡さを免れないのである。

県内には、今日の長引く経済不況の中で厳しい経営状況が続いている有力企業はシーガイア以外にもあるところ（例えば、宮崎交通、沖電気、旭化成、以

前のアズマヤ、ダイエー、壽屋等），中野証人は、他の企業でもあり得るかとの問いに、「分かりません。私が部長だったら考えます」といういい加減な返答をするしかなかった（中野証言 11 回 35 頁）。他企業については、具体的な方策は、検討すらされていないのである。

七 議会決議の非免責性

特別な条例を作り、予算が議会を通過したと言っても、不平等性が免責されるわけではなく（名古屋高判昭和 55.9.29，判時 1005 号 93 頁），従前の県の補助金支出制度との比較で、不公平性の有無が問題とされるべきなのである。

第六 県の財政面からも、不相応・不相当な支出である

一 はじめに

地方自治法 232 条の 2 規定の「公益性」を満たすためには、地方公共団体に財政上の余裕があることが必要である。被告第 1 準備書面 28 頁の言葉を借りれば、「補助事業を実施するために財政運営上の支障がないこと」が要件である。

この要件を欠くことは、原告第 2 準備書面 32 頁の 2 「財政運営上の支障の有無」について（1）乃至（8）で論じたとおりであり、以下、これに補足して主張する。

二 財政状況から出せる精一杯の額との説明

本件基金提唱時頃である平成 11 年 11 月 17 日の中野証人同席の記者会見で、財政課長は、60 億円支出について、「一般財源にも限度があり、厳しい予算編成の中では節約して生み出した 60 億円が精いっぱい」と説明しており（甲 4，16 頁，宮日 991118，下線は引用者），財政上の余裕がないことは、

県担当者も自認している。

三 予算規模

60億円の支出は、県収入の面で見れば、県税収入の6%に相当する金額であり、他方、県年間予算の1%もの規模である。

四 平成12年度の財政状況

甲 58-7 の平成12年11月の宮日新聞によると、前記準備書面に記載したように、平成12年度末見込みでは、県債発行残高7826億100万円と過去最高で（99年度には一般会計総額を越えた）、県民一人当たり約66万6000円の借金を抱える状況である。自主財源比率は平成11年で30.3%となり、全国の中で最下位すれすれ、さらに、財政力指数が0.277で全国平均0.481に遠く及ばない状況が紹介されている。かかる中で、平成13年度予算編成では「県単独公共事業費を2年連続、経常経費を18年連続で抑制する方針を打ち出した」と報道されている。

このような厳しい財政状況下では、公金支出が慎重でなければならないのは明らかであろう。

五 仮に、被告証拠（乙23）のように県債発行残高の6割が地方交付税で処置できるとしても、残り4割の約3000億円もの金額は、独自の償還原資の確保が必要であり、県財政に余裕のないことに変わりはないと考える。

今回の60億円の財政支出は、厳しい県財政の中で、確実に将来の県民負担として影響するところのものであって、とうてい軽視できないのである。

第七 本件支出が第三セクターに関する指針（以下「三セク指針」という）の趣旨に反していること

- 一 原告はこれまで本件支出が三セク指針の趣旨に反し違法であることを繰り返して主張してきた（訴状28頁以下，原告第2準備書面58頁以下，原告第9準備書面7頁以下）。以下，これを敷衍しつつ，この間証拠上明らかとなった事実に基づき補充を加える。

二 三セク指針の趣旨および裁判規範性

- 1 三セク指針はその内容およびそれが出された背景事情に照らし第三セクター経営について地方公共団体が留意すべき基本的な考え方，とりまなおさず国の第三セクターに対する政策の基本方針が明確に示されている。むしろ，第三セクターに関する寄付または補助が公益上必要であるか否かの具体的解釈基準として，本指針以上に具体的な内容を示すものはない。従って，三セク指針は法245条の4における財政運営上の「技術的助言」（被告主張）にとどまるものではなく，少なくとも，「その趣旨に反する財政支援は適法ではあり得ない」との意味において法232条の2の解釈基準の重要な一部を占める。
- 2 そもそも，地方自治法232条の2の「公益上必要がある」か否かは，全くの自由裁量ではなく，客観的に公益上必要であると認められなければならない。地方公共団体は寄付または補助を行うに当たっては慎重にその必要性及び効果等について検討を要する。いやしくも公益の必要性についての解釈が拡張され不当な運用がなされてはならない。
また，地方公共団体は，当分の間，国，独立行政法人または公団等に対しても，寄付金，法律または政令の規定に基づかない負担金その他これらの類するもの（これに相当する物品等を含む）を支出してはならないとされている（地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という）23条2項）。そして，この

趣旨からは一般に営利会社に対する補助は特別の事由のある場合の外は公益に必要があるとは言えない場合も少なくない。これと関連して「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下「法人財政援助制限法」という）」3条においては、政府は総務大臣の指定する者以外の会社その他の法人の債務については保証契約をすることができないとされており、仮に債務保証をすることが出来る場合であっても、債務保証をするに当たっては、当該地方公共団体の財政規模及び財政力と債務保証限度額との関係、当該会社の資産内容及び財政状況等を慎重に検討すべきであるとされる。従って、債務保証について法的な制約のほかにも自ずから一定の規制があるとともに、一般的に可能である損失補償についてもこれらのことがあてはまる。（以上 松本英昭著「逐条地方自治法」721頁以下）なお、同法2条は「政府は、会社その他の法人に対し、配当利益ないし剰余金を一定水準に達せしめるための補給金は交付しない」と定めている

ところで、補助金に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）が補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る目的（同法1条）で制定され、政府関係者の責務として「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない」（同法3条1項）と定められている。これを受けて宮崎県においても「補助金等の交付に関する規則」（昭和39年12月1日規則第49号 以下「宮崎県規則」という。甲77号証久島昌志陳述書添付）が制定されているが、同規則では、補助金等の交付申請の手続においては事業計画書、収支予算書等の書類の添付が義務づけられ（3条）、知事は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定を行い（4条1項）、補助金等の適正な

交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項に修正を加え（同条2項）、補助金等交付目的達成のために必要な条件を付し（5条）、交付決定後においても、事情変更により交付決定の全部もしくは一部を取消し（9条）、補助事業の遂行状況の報告を求め（同11条）、補助金交付の趣旨ないしは条件に違反した場合は補助金交付決定を取消し（17条）、既に交付されている補助金の返還を求める（18条）とされており、厳格な交付決定手続と補助金交付後の知事の監督権限が規定されている。

さらに、地方財政法は、2条1項において「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、または国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に類を及ぼすような施策を行ってはならない。」と規定している。

これらの法律ないし条例規則から、本件に関して言えることは以下のとおりである。

第1に、当然のことではあるが、被告ないし県担当者の主観的希望や確信の如何にかかわらず、客観的に公益上必要と認められない限り本件支出は適法ではあり得ないこと。

第2に、元々「再建法」が地方公共団体の独立行政法人等の公的団体に対するものであっても寄附を原則として禁止し（勿論私的団体に対する寄付は憲法89条によって禁止）、「法人財政援助制限法」が法人に対する配当補給金支給や、保証契約を禁じている趣旨からすれば、営利法人であるシーガイアに対する補助金支出は原則として禁止されており特別の事由のない限り違法であると解されるべきこと。従って、法232条の2における「公益上の必要性」の判断は、その有無は勿論、補助金支出効果との関連での金額の適否を含め極め

て厳格になされるべきこと。

第3に、本件支出が補助金としてなされたことからすれば、補助金適正化法及びこれを受けた宮崎県規則が補助金について極めて厳格な要件と手続を求めていることから、補助金の内容金額、補助金決定の手続、いずれにおいてもこれらの法ないし規則の趣旨に違反するものであってはならないこと。

(これに関連して、甲57, 74号証によれば、県内雇用創出として期待される企業誘致における補助金でさえ、その限度額は5億であり(しかも先端業種等一定の条件を要する)、本件補助金の対象となった運転資金については補助金の対象とはなっておらず、貸付対象となるにとどまり、しかも貸付限度額が運転資金で5000万円であることを指摘しておく。この点は、記述の補助金支出の実質的平等性にも関わる。)

第4に、地方財政法2条1項によれば、地方公共団体の財政運営については国の政策に反することは許されないところ、こと第3セクターに対する地方公共団体の補助金支出についての国の政策ないし態度を示す法令としては前記再建法、法人財政援助制限法、補助金適正化法のほか、より具体的直接的な内容を示すものとして三セク指針、さらにはその前提である行政改革指針があり、いやしくもこれに反する補助金支出は許されないこと。

なお、本件支出に際し基金という形態をとり市町村にも基金への協力を求めた点は同条同項でいう「他の地方公共団体の財政に累を及ぼす」ものであり、同条項違反である。

- 3 三セク指針は一方では地方公共団体における行財政改革の要請、他方では全国的な第三セクターの経営悪化という状況下でなされたものであり、第三セクターに対する地方公共団体の財政支援のあり方について極めて慎重かつ厳格な

態度を示している（乙39号証）。

特にリゾート型第3セクターの経営悪化は全国的なものであり、98（平成9）年以降、ウラウスリゾート開発公社、呉ポートピアランド、泉佐野コスモポリスなど大規模事業体の法的整理による処理が増えていた（甲71号証）。シーガイアはリゾート型第3セクターの中でも最も大規模な事業体であり、かつ全国一の赤字第3セクターであった。従って三セク指針はまさしくシーガイアを意識した指針であり、その経営について地方自治体、主に宮崎県の取り組み方を示したものと言っても過言ではない。

そして、指針の趣旨はつきつめると

- ① 既に設立されている第3セクターの経営状況の点検評価および運営改善等指導監督強化（第1一般的留意事項（2））
- ② 行財政改革の視点からする組織のスリム化と不必要もしくは事業存続困難なものの積極的統廃合（同（3））
- ③ 金融機関における債権リスク評価の厳格化という情勢からする第3セクターに対する地方公共団体の信用付与および支援のあり方の見直し（同（4））
- ④ 地方分権推進及び地方公共団体の自己決定権の拡大を背景とする地方行政の公正確保と透明性の重要性からする第3セクターの事業や公的関与の内容についての積極的情報公開（同（5））

である。

これら指針の趣旨からすれば指針が出された平成11年5月20日当時、累積欠損金が1100億円で金融機関の融資停止も予測された全国一の赤字第3セクターであったシーガイアに関しては、すみやかな経営状況の点検評価（①）と事業存続の可否の検討、さらには積極的統廃合の検討（②）が求められており、金融情勢の厳しさからすれば、公的支援のあり方はより厳しい方向で見直されるべきであったから（③）、これに対する地方自治体の新たな財政

支援は原則として禁じられていたと見ることができる。

なお、事業開始後一定期間が経過した第3セクターについては、時の経過の中で施策が長期間停滞しているもの、施策の価値又は効果が低下しているとみられるもの等にあつては出資の継続の必要性を含めて点検評価を行う必要性があり、公的関与の必要性が薄れていると考えられるものについては、地方公共団体の保有する株式の民間への譲渡等についても検討を行うことが適当（第3運営の指導監督に当たっての留意事項（2）後段）とされており、新たな財政支援は論外であり、むしろ株式譲渡も検討されるべきであつた。

- 4 ところで、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（行政改革指針）」が平成9年11月14日に出され、その「第2 行政改革推進上の主要事項について」中に「3 外郭団体関係」があげられており、第3セクターを含む外郭団体の見直しは行政改革の重要事項の一つであつた。特にその「C」においては「公社等のあり方については、国における取扱い等も踏まえ、別途その指針を示す予定」とされており、その「予定」に従つて三セク指針がだされたものである。

行政改革指針においては「第1 3 行政改革推進に当たっての基本的事項」として

- ① 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるべき（地方自治法2条14項）という地方自治運営の基本原則に立ち返りサービス精神と経営感覚に立脚した行政改革推進（同（1））、
 - ② 住民の参画の重要性と行政改革推進委員会はもとより、幅広く住民とかわりをもつよう努めること（同（4））
- が挙げられている。

また「第1 自主的計画的な行政改革の推進について 1 最重要課題としての行政改革」として、「国・地方を通じる行政改革は現下の最重要課題である

こと。国においては平成10年から平成12年までを財政構造改革の集中改革期間とし、徹底した取組を進めることとしており、各地方公共団体においても、最重要課題の一つであるという認識の下に行政改革を進めること。」とされている。

本件支出は、まさしく上記財政構造改革の集中改革期間中の平成11年12月に県民世論の反対にもかかわらず、真実を隠蔽した内容の議会説明のまま決定されたが、この行政改革指針の趣旨からは完全に関係離れたものと言わざるを得ない。

- 5 被告はあたかも本件において三セク指針が裁判規範性を有しないかの暴論を主張する。しかし、以上述べてきたことからこれが誤りであることは明白である。

ところで、被告は本件支出を検討するに際して、三セク指針の解釈について自治省に確認することもせず、本件支出が指針に違反しないのかも全く検討していない（中野11回10頁 14頁）。違法性も甚だしいものと言わねばならない。

三 具体的な三セク指針条項違反について

- 1 本件支出は三セク指針「第4 経営悪化時の対応に当たっての留意事項1（1）」（第三セクターの経営が「深刻な経営難の状況にある場合は、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべき」）および「同 3（1）」（「経営の悪化が深刻であり、かつ将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては問題を先送りせず、早急に対処方針を検討」すること）に反している。

すなわち、「第3運営の指導監督に当たっての留意事項 2 経営の予備的診

断」の予備的診断の参考例によれば、本件支出決定直前段階において、単年度黒字とならず、累積欠損金が1100億で自己資本3億をはるかに超過（債務超過）し、しかもその欠損が事業計画どおりの累積欠損でなかったシーガイアは「深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要」とされるCランクにあたり、「問題を先送りすることなく、」「経営そのものの存廃を検討しなければならない」段階であった。従って、まず経営の存続の可能性そのものを十分かつ正確な資料をもって検討しなければならない（上記第4 1（1））。

なお、「経営諸指標の数値水準は第三セクターの業種や設備投資の多寡等によって異なるものであり、また、設立時の資本金の不足や災害等経営の責めに帰すべきではない理由によって経営指標が悪いと言う場合等もあるので、経営状況の評価は予備的診断の結果にこれらの要素を考慮した上で行われるべき」とはされているが、オープン以来一度も単年度営業黒字を出せず、毎年欠損金を増大させてきたことに鑑み、たとえ設備投資が大きく、資本金不足という要素を加味しても、基本的にリゾート産業を営む営利企業であるシーガイアの経営状況の評価が極めて悪化しているとの評価に何ら消長を来すものではない（営業すればするほど赤字が増大すると指摘する甲51号証山本意見書4頁）。

以上検討してきたところから、本件支出の前に経営廃止と法的処理を真剣に検討しなければならなかったと言わざるを得ない。

ところが、実際には、何ら根拠もなく三セク指針を曲解して公民協調型の第三セクターに関しては経営点検はできないという考えのもと、全く経営状況の点検評価は行われなかったものと解される（甲60号証56～57頁 平成11年6月8日議会における中野商工労働部長答弁。なお証人中野は上記経営の予備診断参考例に従って、予備診断をしたところ、特に悪い数字ではなかったと証言するが全く信用できない。上記のとおり客観的に悪い数字でないはずが

ないし、議会答弁とも矛盾するからである。) もっとも、当時のシーガイアの経営状況では、わざわざこの予備診断を行うまでもなく、他に類を見ないほどの経営悪化の状況にあることが県当局にも十分明らかであったはずである。なお、中野証人も当時の経営状況からは自力再建は無理であり、スポンサーを確保して経営を引き継いでもらう方法しかないと考えていたことを認めている(第10回35頁)。

- 2 確かに、三セク指針上「また、そもそも事業を存続させるか否かの判断については、経営状況に着目した評価のみならず、当該第三セクターが果たしている公共・公益的使命など行政的な評価を加味した上で、総合的に検討されるべきであること。」(第4 1(2))とされてもいるが、本件においてはシーガイアの事業そのものに公共性はなく、県民全体に及ぼす利益も「世界に誇る国際コンベンションリゾートみやざき」なるイメージやスローガンが主なもので、県のいう経済波及効果もその概念自体が極めて曖昧であり必ずしも実証されているものではない。また、一応一定の客観性を有していると思われる産業連関表上の生産波及効果の数値(平成7年表)を見ても、対個人サービス部門(リゾート産業はこれに分類されると解される)は約1・29であり(この数値は被告が主張するリゾート産業の経済波及効果とほぼ一致する)全産業平均の1・38よりも劣っているのであり、他産業に比較して特に県民に大きな経済波及効果を及ぼすとまでは言えない。(以上甲73号証36頁、227頁逆行列係数列和、なお甲24号証でもシーガイアの経済効果には疑問が呈されている。)

言葉を変えると、史上空前の累積赤字を計上し、経済的には完全に破綻していたシーガイアに対する県の財政支援が仮に適法とされることがあるとすれば、事業存続の必要性について極めて高度な公益性が認められなければならないところ、そもそもリゾート型第三セクターであるシーガイアは三セク指針「第2

1 (1)」の分類上で言えば、より公共性の高い「行政補完型第三セクター」ではなく、それよりは公共性において劣る「公民協調型第三セクター」に分類されるべき事業であり、一般的類型的な観点から見ても高い公共性や公益的使命を認めることはできない。そして実質的観点からも、県民全体にもたらす便益において他の産業ないし他企業に比較して特に事業存続させるだけの大きなものがあるとは言えない。

ところで、指針「第4 2 (2)」においては経営改善により第三セクター方式を存続させる場合の留意点として「行政補完型第三セクター等にあつては、出資者としての責任とは別に、当該事業を行政施策との関わりの中で推進していること等行政遂行者としての立場から、事業存続のため、地方公共団体による公的支援の追加が避けられないと言う場合もありうるが、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、経営責任を明確化した上で抜本的改革への十分な取組が見込まれる場合に限り、公的支援の追加が検討されるべきであること。こうした公的支援の追加に当たっては、地方公共団体の財政運営に与える影響をあらかじめ評価し把握しておくべきであること。また、この場合、地方公共団体は、通常報告される財務諸表以外の第三セクターの経営状況に関する情報、経営悪化の原因の分析結果、新しい事業計画案の作成の前提条件等についても議会に対して説明し、経営改善に係る公的支援の理解を求める必要があること。」とされている。

シーガイアは行政補完型第三セクターではないし、これに準ずるほどの公益的使命が認められるわけではないから、本条項にはそもそも該当しない。しかし、仮に何らかの理由でここに言う「地方公共団体による公的支援の追加が避けられないと言う場合」にあたりうるとしても、本件支出を決定した時点で抜本的経営改善計画の骨子すら議会には示されておらず、「経営責任を明確にした上で抜本的改革へ十分な取組が見込まれる場合」と言えるほどの資料はなかった。加えて「新しい事業計画案の前提条件（証人中野の証言によれば「スポ

ンサーを見つけること」)も故意に議会には隠されていたことが本件審理を通じて明らかとなった。(念のために述べると重大な事項を議会で説明しないことは、どのような理屈をもってしても、これに正当性を認めることは出来ない。)従って、結局本件支出は本条項にも違反している。

- 3 本件支出は三セク指針「第4 3(2)」(「債権債務関係整理にあたって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を決めている場合はそれによる負担にとどまるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき」)にも実質的に反している。

すなわち、上記条項の趣旨は第三セクターを断念する様な末期的状況においてすら行政の財政的負担を出資もしくは予め決められたものにとどめるという極めて厳格な態度を示すものであり、仮に第三セクター方式の断念自体が仮に明確になっていなくても、本件のように、経営状態が極めて悪化している場合に地方公共団体が当初予測した負担以上の負担を積極的に負うことになる今回の財政支援は明らかに上記指針の趣旨に反する。

しかも、証人中野の証言によれば、既に議会当時スポンサーを捜しての経営再建策を考えており(第10回 35頁ほか、第11回12~13頁ほか)、通常スポンサーへの経営権譲渡という事態となれば、第3セクター断念は必至であった。従って、既に本件支出決定前において、第3セクター断念に至るべきこと、従って本件支出が本条項の趣旨に違反することになることもまた明白であった。しかし、被告は敢えて時間稼ぎのために出資以外の負担を行ったのであって本条項の潜脱に他ならず、違法性の程度も甚だしい。

なお、シーガイアの事業自体の存続(形態を問わない)をもって三セク指針上における「第三セクター方式の存続」と同視するということとはできない。それは、三セク指針の文言すら無視するものであって論外である。すなわち、指

針「第4経営悪化時に当たっての留意事項」においては「さらに深刻な経営難の状況にある場合にあっては、（中略）第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべきであること」（同1（1））「2 経営改善により第三セクター方式を存続させる場合の留意点」「3 第三セクター方式を断念する場合の留意点」「第三セクター方式を断念する場合における手続としては（以下略）」と第3セクター方式を存続させるか断念するかこそが問題となっており、単純な事業存続、事業廃止が問題とされているのではない。行政改革指針を受けて外郭団体の見直しの指針として出された三セク指針の趣旨（地方公共団体と事業との関わりが焦点となる）からはあまりにも当然のことである。事業は存続するが第三セクターではなくなるというケースは指針上は明らかに第三セクター方式を断念する場合に分類されるべきである。

4 加えて、仮に第3セクター断念の場合でも、なお事業存続について公益上の必要性があり出資者としての責任以外の支援が避けられない場合もあり得ないではないとは一応言えよう。しかし、それは、極めて厳格に判断された上で高度の公益性ありと認められる場合でなければならず、極めて例外的にしか認め得ない。そして、経済的破綻状況にある一営利企業に対する補助金支出にはどのような詭弁をもってしても到底そのような例外的かつ高度の公益性を認めることは出来ない。

5 本件支出は被告の公約違反でもある。すなわち、被告は自らの再選時の公約においても、その後の議会においてもシーガイアに対する県の支出はあくまでも出資の範囲に留まり」それ以上の財政負担はあり得ないことを繰り返し説明していた（甲4号証，甲77号証）。前記条項に関連して言えば、これをあくまでも守るという当然のことを被告自らが県民に約束してきたに他ならない。本件支出は被告に対する県民の信頼を故意に裏切るに等しくその違法性は重大で

ある。

四 まとめ

結局本件支出は三セク指針の禁止する「問題の先送り」のためのものであり、しかも、真実の目的は第三セクター断念の法的手続のための時間稼ぎであったのに、敢えて議会にこれを説明せず、県民の代表者である議会議員らを騙して議決を得た上でなされた支出であり、内容においても手続的にも適法ではあり得ない。

平成12年（行ウ）第2号、第3号、第5号、第6号住民訴訟による損害賠償請求
事件

第9準備書面

原 告 菅谷幸則外 599名
共同訴訟参加人 久島昌志外 168名
被 告 松 形 祐 堯
訴訟参加人 宮崎県知事 松形祐堯

平成14年11月29日

宮崎地方裁判所 御中

被告及び訴訟参加人代理人

弁護士 佐藤 安正



被告代理人

弁護士 橋本 勇



弁護士 江藤 利彦



被告復代理人

弁護士 山崎 真一郎





目次

- 1 本件補助金とシーガイア支援の公益性について
 - (1) 観光・リゾート産業の重要性と支援の必要性
 - (2) シーガイア支援の意義と効果
 - (3) 本件補助金支出の公正性、公平性
- 2 シーガイアの事業継続の見通しについて
- 3 県議会への説明について
- 4 まとめ



被告らは、これまでその準備書面により、本件補助金の公益性及びシーガイア支援の公益性について、十分な主張を述べるとともに、原告らのいう主位的主張、予備的主張についても、的確に反論を加えてきた。また、本件補助金の公益性は、中野証人の尋問の結果によっても、一層、明らかになったところである。本件補助金の公益性が明白になった今、被告らは、改めて、公益性の判断に重要である観光・リゾート産業の重要性及びシーガイア支援の意義と効果等について、以下のとおり主張するものとする。

1 本件補助金とシーガイア支援の公益性について

(1) 観光・リゾート産業の重要性と支援の必要性

観光・リゾート産業は、被告第1準備書面及び同第7準備書面でも述べたとおり、運輸省観光政策審議会の「今後の観光政策の基本的な方向について」（平成7年答申39号）（乙第2号証）において、「新しい雇用を創造できる産業であるとともに、地域の経済と文化を活性化させ、地域振興に寄与する」ものであり、さらに、「21世紀の経済を牽引する基幹産業である」と位置づけられて以来、国レベルでも観光・リゾート産業の重要性が認識されている。

また、本県においては、早くから自然環境を活かした観光地づくりが行われ、昭和40年代には、いわゆる新婚旅行先としてその名が全国に知られ、観光産業は本県の基幹産業の一つとして位置付けられてきた。実際のところ、観光・リゾート産業は、単にホテル、旅館等のレジャー産業に止まらず、食品加工業、運輸・通信産業、スポーツ産業等とあらゆる分野に波及効果を及ぼし、本県経済に多大の影響を及ぼしてきた。しかし、本県の県外観光客数は、昭和49年の520万人をピークに、その後昭和57年まで減少傾向が続いた（乙第4号証）。

このような状況を打破するため、県は、昭和58年に「亜熱帯性ベルトパーク実施構想」を策定し、さらに、昭和62年に総合保養地域整備法（以下「リゾート法」という）が制定されると、目指すところがリゾート法と同じであっ



た「亜熱帯性ベルトパーク実施構想」を更に発展させ、「宮崎・日南海岸リゾート構想」（以下「リゾート構想」という）（乙第5号証）を策定した。本構想は、昭和63年に、全国に先駆けて、リゾート法に基づく国の第一次承認を得た。

リゾート構想は、3市5町にまたがる6つのゾーンから形成されているが、シーガイアのある「国際海浜コンベンションリゾートゾーン」を中心として、各ゾーンにおけるそれぞれのリゾート施設が有機的に連携して、本県観光・リゾート全体の牽引車的役割を果たすことが期待されている。

また、観光・リゾート産業は、農林水産業と並び、まさに本県発展の一翼を担う重要な産業として、県政運営の指針となる「第四次宮崎県総合長期計画（改訂計画）」（乙第6号証）はもとより、観光に関する部門計画である「第四次宮崎県観光振興計画（改訂計画）」（乙第7号証）においても、明確に位置付けられており、その振興は県政にとっても最重要課題の一つとなっているのである。

しかしながら、バブル経済崩壊後の不況は予想以上に長引き、平成11年の主要な県内の経済指標を見ると、大規模小売店舗売上の対前年比2.3パーセント減を始め、本県にとって厳しい状況を示す数値となっている（乙第14号証）。

このような中、本県観光・リゾート産業の振興に大きな役割を果たしてきた宮崎交通株式会社の観光関連施設や、リゾート社の運営するシーガイアが、共に大変厳しい経営状況となり、閉鎖の危機に瀕していた。

このように、本県の観光・リゾート産業は、かつてない苦境に立たされ、この状況を放置すれば、本県発展の一翼を担う基幹産業としての本県観光・リゾート産業が一気に衰退していくことは明白であった。

(2) シーガイア支援の意義と効果

シーガイアは、本県観光・リゾート産業における中核的な役割を担うものと

して設立され、設立後は、雇用の場の確保、多額の納税、各産業への経済波及効果、国際化の推進など、多くの効果を県内に及ぼしている（乙第28号証）。

従って、その存続を図ることは、県勢の発展にとって不可欠であり、高い公益性を有し、県民全体の利益にも直結している。

事実、今回、シーガイアの存続により、本県観光・リゾート産業の崩壊を回避することができ、大規模な雇用の場が維持され、さらには各産業への多大な波及効果も継続することができた。

本件補助金の支援により、シーガイアは廃業を免れただけでなく会社更生法により再生し、リップルウッド社や、シェラトンなどのホテルブランドを持つ世界最大級のホテルグループであるスターウッド社、さらにはトゥルーン・ゴルフ社によって経営されることになった。

さらに、これら世界的な企業がシーガイアの運営に参画することは、シーガイアが、アジア有数のリゾート地として発展していくことはもとより、本県にとっても観光・リゾートの振興や国際化の推進をはじめ、県民全体への利益にもつながるのである。

本件補助金は、一企業としてのリゾート社を助けるのではなく、シーガイアを通して県の観光・リゾート産業を支援したのであることは、縷述したところであるが、スターウッド社、トゥルーン・ゴルフ社など世界的企業の誘致という結果まで招来し、実績としてもサミット外相会合、APEC運輸ワーキンググループ会合、ワールドカップサッカーのベースキャンプ誘致などを成功に導くことができたのである。

仮に、本件補助金が支出されておらず、シーガイアの事業が継続されないまま廃業に追い込まれていたとするならば、それを回復させるのに、どれだけの努力が必要であろうか。回復不可能な状態に陥ることも十分予想された。しかし、シーガイアは、1日も休むことなく、今も事業を継続しているのである。

本件補助金の公益性は、誰の目にも明白である。



(3) 本件補助金支出の公正性、公平性

- ① 本件補助金支出にあたっては、県民の代表たる県議会において、5日間に渡る徹夜の審議を経た結果、本会議では43対1の圧倒的多数で予算案が可決されるとともに、基金からシーガイアへの補助についても、基金審査会の意見を参考に県が認定を行うなど、適正な手続きを経て行われている。

また、県民の支持に関しても、本県観光・リゾート産業の危機的状況の打開を求めて、県内各界の団体などから、県に対し支援要請がなされるとともに、リゾート基金には、約20万人、金額にして約1億9千万円もの寄付が寄せられている(乙第51号証)。

シーガイアが世界的なリゾート地として発展している今日、本件補助金支出が違法であると考える県民はどれほどいるであろうか。おそらく、原告らを含めたごく一部の県民だけであるといっても過言ではなからう。

このように本件補助金支出は、適正な手続きのもと行われ、多くの県民の支持を得ており、その公正さは十分確保されている。

- ② また、原告らは、本県の誘致企業に対する補助制度(甲第57号証)と本件補助金を比較して、2者が同一基準で補助されていないため、平等性に反すると主張している。

補助を行うにあたっての手法やその規模は、住民にもたらす利益やその程度、経済的、社会的状況等諸般の事情を勘案して、総合的に決定されるべきものであって、補助により達成しようとする目的が異なれば、おのずと補助の手法や規模も異なってくるのが当然である。

従って、これから本県において、事業を展開し、雇用者数もシーガイアには遙かに及ばない誘致企業に対する補助制度(甲第57号証)と、本件補助金を同一基準で論ずること自体、全く無意味であって、原告らの主張は全くあたらないのである。

補助金の額の多寡について言及するならば、本件の60億円という補助金は、一県の経済、少なくともその県の観光・リゾート産業の将来を支えるに



足りる補助である。特にシーガイアに支出された25億円は、県全体の補助金（乙第16号証）からしても高額に過ぎるというものでないし、また、本件の補助の目的を達成するには、最小限度必要な金額だったのである。

2 シーガイアの事業継続の見通しについて

シーガイアの事業継続の見通しについては、これまでの被告第8準備書面及び同第7準備書面で十分な主張を行ってきたが、再度、事業継続が可能であると判断した理由について、以下のとおり述べるものとする。

まず、被告らは、リゾート社の償却前営業赤字が年々削減されてきているという実績や、平成11年12月の県議会商工建設常任委員会に提出された「経営改善検討の骨子（自助努力分）」（乙第56号証）により、シーガイアグループ全社挙げての積極的な経営改善に向けた取り組みが図られれば、収益力の向上は当然可能であると考えていた。

また、一ツ葉地区のリゾート景観やシーガイアの世界レベルの施設は、国内外から高い評価を受け、その売り上げも当時ですら年間200億円近く計上していたことから、多額の債務の負担等がなくなり、加えて支援企業のネットワークやノウハウを活かした集客力の強化が図られるなど諸条件が整えば、当然、経営の黒字化が図られ、その事業継続が可能であると判断したのである。

この判断が正しかったことは、本件補助金支出後、シーガイアの運営が1日も休まず継続されて、シーガイアがリップルウッド社をはじめ、スターウッド社、トゥルーン・ゴルフ社という、世界トップレベルの企業により運営され、現在、世界有数のリゾートに成長しつつあるという現実からも明らかである。

3 県議会への説明について

原告らは、「本件支出について県議会で正確な説明をせず、むしろ虚偽の説明をして承認を得たものであって、違法であり、被告に故意又は重大な過失があると言ふべきである」と主張する。



にあったけど、そういう形になるとまずいということで、中身については一切それは言っておりません。」と答えている（平成14年9月9日付け証人調書49頁）。

シーガイアの当時の再建策は、いくつかの選択肢が考えられていたが、同証人が言うように、仮に県議会に「スポンサーありきの任意か法的再建」と説明した場合、リゾート社の厳しい経営状況からして、会社更生法等の言葉が一人歩きをし、担保権の実行や商品の引き上げなどが起こり、その運営が直ちに困難となり、シーガイアは廃業へ追い込まれたであろうことは想像するに難くない。更に、平成11年11月時点では、方法論としては、会社更生法も可能性のある手段の一つではあったが、最終的にどの手法をとるかは、スポンサーの意向によるものが大きく、この時点で到底決定できるものではなかった。従って、前述のような「いろいろな方法が検討されるもの」という説明がもっとも適当であったのである。

説明されるべきものは、シーガイアの事業を継続させるという補助金の目的とその金額であったのである。

以上のように、被告は、本件補助金支出に関する県議会への説明を、十分適切に尽しており、原告らのいう「本件支出は、虚偽の説明をして承認を得たものであって違法である。」という主張も全く当たらないのである。

4 まとめ

- ① 本件補助金については、前述のとおり、あらゆる点で公益性が確保されていることを述べてきたが、シーガイアの事業継続が果たされた現在、改めて明らかになったのは、県が基金造成に60億円を支出したことが、何としても本県の観光・リゾート産業を再生させるという県の強い意志を内外に示すこととなり、金融機関や債権者、県民などの大きな信頼を得て、その結果、シーガイアの事業継続に大きく貢献したこと、さらに、適時的確な補助金支出等により、リゾート社に補助される予定であった58億円も、25億円でその目的を達成



することができ、総額３０００億円を超える借入金のある企業が、立派に存続が図られたところである。本件補助金が、仮に、１０億円程度の中途半端な規模にとどまっていたら、シーガイアの存続は到底不可能であったろう。このことから、本件補助金は、適切な規模で、効率的、かつ十分な効果を上げており、これほど必要かつ妥当な補助金はなかったと言える。

- ② また、被告らはシーガイア支援にあたり、本件補助金支出当時のシーガイア効果が本県観光・リゾート産業のみならず、本県の発展に大きく貢献し、広く県民の利益となっていることや、シーガイアが存続することで、その効果が継続し、今後とも県民にとって大きな利益となること、さらに、シーガイアが廃業したときの本県の被る損害やその損害から立ち直るための歳月、その間の県勢の衰退を考慮し、その支援を決断している。

事実、この判断は正しいものであり、基金から２５億円の補助が行われた後、シーガイアの２年１０ヶ月の運営による県内の経済波及効果だけをとっても、５００億円は下らないであろうし、その間に開催された、サミット外相会合（経済効果１３２億円（乙第３２号証））をはじめとする重要な国際会議、世界最大のスポーツイベントである２００２ＦＩＦＡワールドカップサッカーで準優勝となったドイツのベースキャンプ（経済効果約７０億円（スウェーデンチームを含む））、加えて、各種の国内外の会議、イベントなどの開催を考えると、２５億円の十数倍の経済効果があったことは火を見るよりも明らかである。また、シーガイアの運営が継続されることで、経済効果のみならず、国際交流の推進や青少年への啓発、もてなしの心の向上など数字に表せない様々な社会的な効果が生じており、その効果は計り知れないものがある。

- ③ さらに、シーガイアは、会社更生手続きを経て、リップルウッド社や、シェラトンなどのホテルブランドを持つ世界最大級のホテルグループであるスターウッド社、さらにはトゥルーン・ゴルフ社によって経営されるようになり、現在、リップルウッド社は、約４年間で総額１００億円を追加投資して施設をリニューアルする構想を発表している。既に、２５億円の追加投資によりゴルフ

場やホテル等が改装され、以前のシーガイアを遙かにグレードアップした、世界有数のリゾートとして発展しているところである。

現に、今回のダンロップフェニックストーナメント（平成14年11月21日～24日）において、シーガイアの情報が多く世界に発信されたことをはじめ、この大会に県内外から多数の観光客が訪れることによる経済波及効果が生じるなど、シーガイアは引き続き大きな効果をもたらしており、今後ますます本県の観光地としてのレベルアップに貢献することは明らかである（乙第66、67号証）。

これらの世界的な企業を本県に誘致することは、通常では不可能であるし、誘致できたとしても、膨大なコストと時間がかかるとともに、極めて多くの困難が生じるであろうことは、想像するに難くない。これも本件補助金の効果の一つである。

- ④ このように、シーガイアは、基金からの支援により、名実ともに世界に冠たるリゾートに成長することとなった。いわば、シーガイアは、基金という新しい種によって、会社更生法という厳しい冬を乗り越え、今、大輪の花を開花させつつあり、かつてこれほど有効な補助金はなかったといっても過言ではない。
- ⑤ よって、本件補助金にいささかも公益性に欠けるところはなく、原告らの本件請求は、棄却されるべきである。

以 上

資料集9-2

平成12年（行ウ）第2号、第3号、第5号、第6号住民訴訟による損害賠償請求
事件

証拠説明書

原 告 菅谷幸則外 599名
共同訴訟参加人 久島昌志外 168名
被 告 松 形 祐 堯
訴 訟 参 加 人 宮崎県知事 松形祐堯

平成14年11月29日

宮崎地方裁判所 御中

被告及び訴訟参加人代理人

弁護士 佐藤 安正



被告代理人

弁護士 橋本 勇



弁護士 江藤 利彦



被告復代理人

弁護士 山崎 真一郎



本件について、被告及び訴訟参加人は乙第66号証及び同第67号証を別紙のと
おり説明する。



別紙

乙号証 番 号	書 証 の 標 題	作 成 者 作 成 年 月 日	立 証 趣 旨	原本の 有無
6 6	新聞記事	宮崎日日新聞 平成14年11月25日	シーガイアの本県経済 に及ぼす波及効果等につ いて	×
6 7	新聞記事	宮崎日日新聞 平成14年11月26日		

この人判案にはくぼく

ダンロップ
ゴルフ閉幕

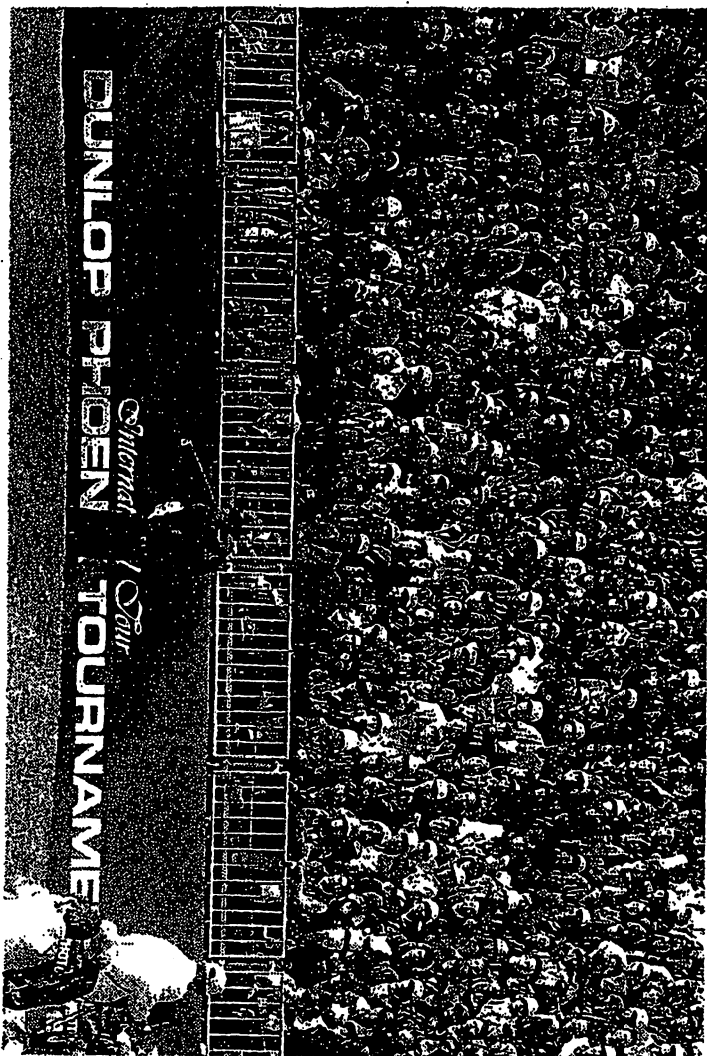
人揚著計3万8000人

富崎に「タイガ」旋風、吹き荒れる一。男子プロゴルフの第9回タイガ・ヒックストーナメント最終日は二十四日、富崎市埋蔵の「ヒックス」であった。タイガ・ウィズ選手（米国）の種々ギを期待するギヤリは、約一万八〇〇人。同市内の宿泊施設はほぼ満杯に達し、会場周辺で車中泊を余儀なくされた人も。タイガ一養育は「この数年で豊高のいきなり」と笑みを買った。

ホテル満室 タクシー一盛業

乙第 66 号証
乃 至
乃 公 日 証

駐車場入りの口には関門
前の皇朝から、主に県外
ナバノ車が行をつく
つた。皇家用車で深夜に
り附近に鳥れたかった
町の自営業、金城勇さん
種気味。鹿角鳥巢加治木
との迫力はさすがと興
シを期待してきた。不発
「これは「タイガーチャ
ー」が、ウッズ選手のシヨ
熊本市の皇皇を出発した
といふ会社員、杉山博通
さんごは「人垣であま
り間に鳥れたかった
町の自営業、金城勇さん
種気味。鹿角鳥巢加治木
との迫力はさすがと興
シを期待してきた。不発
「これは「タイガーチャ
ー」が、ウッズ選手のシヨ

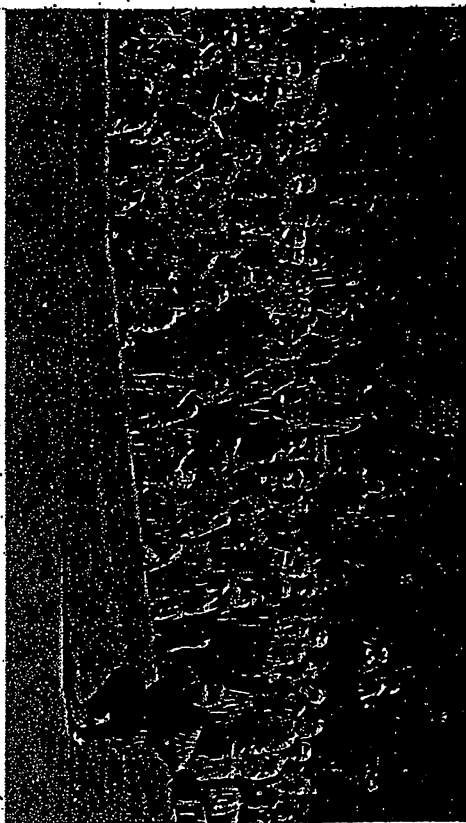


タイガー・ウッズ選手のプレーを見ようと詰め掛けたギャラリー
＝24日午前、富崎市・フェニックスCC

豊田はなかならうの
 で親父」又会場を後にし
 た。
 キヤリンは4日間合
 わせて約3万7000人
 で昨年より約1万500
 人も増加。大会事務局
 は「予想以上の入場で
 盛の上がりは過去最高
 と話した。
 大会を運営するフエニ
 シムインズ社は所有
 する4つの宿泊施設約1
 200室がほぼ埋まっ
 た。富崎市松山十目の
 富崎観光ホテルは大会期
 間中、関東や関西方面か
 らの宿泊客で連日満室に
 なった。
 富崎市の富友タムシー
 は市民を走る一歩の
 タムシーを優先的に会場
 周辺に配置した。運転手
 の一人は「午前中だけで
 市民のホナと登録者の
 往復。タムシー選手には毎
 年来し度し」又富友市
 へ観に行った。

[illegible]

一流プレー観客に感動



宮崎県民会館

「アカイニ」も百玉

(漢字・片假名)

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ノ、ネ、ヌ、フ、ビ、ブ、ペ、ボ、パ、ピ、プ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヰ、ヱ、ヲ、ン、ヴ、ヵ、ヶ、ヷ、ヸ、ヹ、ヺ、・、ー、ヽ、ヾ、ヿ、ヰ、ヱ、ヲ、ン、ヴ、ヵ、ヶ、ヷ、ヸ、ヹ、ヺ、・、ー、ヽ、ヾ、ヿ

第 12 回口頭弁論資料

1. 陳述書 1～原 告 菅谷 幸則氏
2. 陳述書 2～訴訟参加人 久島 昌志氏
3. 陳述書 3～原告代理人 年森 俊宏氏
4. 甲第 75 号証「確約書」

「シーガイア支援基金」の住民訴訟をすすめる会

宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所気付

TEL/FAX 0985-32-5590

陳 述 書

平成14年12月9日 原告 菅谷 幸則
住 所 宮崎市和知川原3丁目100-2

私は原告の菅谷幸則と申します。結審にあたり、原告を代表して意見を述べさせていただきます。

私たちがこの住民訴訟を起こしたのは、一企業を救済するために60億円もの公金を支出したのは違法であると考え、地方自治法に定められた住民の権利として、司法の判断を求めたものであります。

過去11回の口頭弁論を通じて私たちの主張の正しさが明らかになったと思っております。

第一に、企業救済のために補助金を出す制度はないのにシーガイア救済のために58億円を支出しようとして60億円の予算措置をしたことが明らかになりました。証人尋問の中で中野証人は「企業に運転資金を出す制度はなかった」と答えました。その通りで宮崎県には企業の経営安定資金として運転資金を融資する制度はありますが、補助する制度などまったくなかったのです。県の従来の制度と比べてあまりにも不公平であります。

第二に、これまで議会において知事は「シーガイアは民間主導型であり出資金以外に県費を負担することはない」と約束してきました。しかし主幹銀行の第一勧銀が融資をストップすると、まるで県が経営者であるかのような態度で「抜本的経営改善計画」を作成し実行するまでの一年半の運転資金の不足分として県費を補助しました。これは県民に対する明らかな公約違反であります。

第三に、しかも必要とされた運転資金の中には銀行への金利の支払い分として51億円が含まれていたことが裁判を通じて明らかになりました。これは公金で支払う必要がなかったことは明らかであります。それは2001年10月18日付けの宮崎日日新聞「道程229日」でシーガイアの管財人だった佐藤弁護士が「会社更生申立代理人の中島健仁弁護士たちは『公のお金をもらったのだから銀行の金利は払えない』という通知をしていた」と述懐しておられるのをみても明らかであります。

第四に、施設が残ったから良いではないかとも言えないと考えております。私たちが自由に出入りしてきた県民の財産である広大な国有地は民間企業の所有するところとなりました。また県知事は「従業員の全員雇用」「施設の一体的運用」「関連業者へ

の支払い」を言っていましたが、従業員は半減し、オーシャンドームなど閉鎖、関連業者の債権カットをするなど約束は守られなかったのであります。

第五に、私たちはこの補助金の未使用部分33億円を直ちに県に返還していただくよう二回にわたって要請いたしました。しかし県はコンベンションビューローの寄付行為を変更させてまでして返させませんでした。全国的には公金の乱費を許さないという立場で、会計検査院が使われなかった補助金を返還させたことが報道されております。宮崎県のこのような態度は許されず、県を代表する知事の責任の間われるところだと考えております。

この60億円は国民が納めた貴重な税金であります。県民一人当たり5000円にもなる大きな金額であります。しかもこの補助金が審議された当時、県民の57%が「ノー」と答えています。

私たちに寄せられた県民のご意見の中には、この不況の中で、ある零細企業の経営者は「自殺も考えました。一部の企業にだけなぜこんなに税金を投入するのか絶対に納得いかない」とか、「税金投入はサミットまでの食いつなぎにすぎない」「たった二日間のサミットのための支援じゃないのか」など多くの声が寄せられました。

私は3年前まで中学校の教員をしておりましたが、臨時の講師や時間給の先生方が500名を超えています。この先生方の全てを正式採用しても25億円程度でできると聞いております。60億円がいかに大金であるか言わずとも明らかであります。

裁判所が違法な支出を許さない立場で明快な判決を下していただきますよう切にお願い申し上げまして、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

陳 述 書

平成14年11月19日 訴訟参加人 久島昌志

住所 宮崎市大字本郷南方4530番地43

はじめに

私は 昭和46年5月から58年4月まで、及び昭和62年5月から平成3年4月まで通算4期16年間宮崎県議会議員をつとめてきました。この間2名の議員を持つ日本共産党宮崎県議会議員団長をつとめてきました。本裁判の訴訟参加人にもなっており、裁判を傍聴してきた中で、私なりに気づいた点を以下陳述します。

1、本件支出が地方財政の基本原則（常識）から逸脱していること

法令にもとづかず民間企業の運転資金に公金を補助することは違法であります。その他にも公金の支出のありかたとして地方自治法及び地方財政法、さらに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金の交付に関する県規則に違反すると思います。

（一）シーガイアからは金額も示さず、融資か補助かも示さず「援助してほしい」旨の申し出に県側が補助金額を決定したことについて。

地方自治法の有権解釈を示す逐条地方自治法（松本英昭著）平成14年版では地方自治法第232条の2の〔解釈及び運用〕について

『「公益上必要がある」か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行実 昭28、6、29）。当該団体としては寄附または補助を行うにあたっては慎重にその必要性及び効果等について検討を要する。とかく寄附又は補助が多く、また、公益の必要についての解釈が拡張され不当な運用が多いとする批判が強いのは一考を要する問題である』としています。

そこで関係法規である地方財政法では

（1）地方財政法第四条①「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」

としておるところ、本件では必要な経費の検討が60億円という町村の年間予算に匹敵する多額の支出をするのにじつに大雑把であると言わざるをえないのであります。

(2) 地方自治法は、第208条②で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と会計年度独立の原則をうたっているが、本件訴訟の経過からも明らかなようにシーガイアにたいする58億円の補助予定のうち平成11年度に25億円、12年度に残額を予定していた。即ち11年度に必要な金額を越えて予算を編成したこと。これは「必要最小限」の原則にも「会計年度独立」の原則にも反する行為であります。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反する行為である。

同法第三条②は（関係者の責務）として

「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴集された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように務めなければならない」

同法第五条は（補助金等の交付の申請）として

「補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各長のさだめる書類をそえ、・・・その定める期日までに提出しなければならない」

としています。

ところがさきの中野証言からも明らかなように、必要な金額や融資か補助金かなど具体的な申請がなされるまえに県側が「補助金しかない」と決断した」「シナリオを書いた」と堂々と言い放ち、金額を決定、議会で提案、予算を議決しているのです。

同法にもとづき宮崎県も補助金等の交付に関する規則を制定しているので同法及び県規則に違反する行為であると言えます。

(二) 被告はその第4準備書面の中で「従来は労働力を公益性の基準としてきたがこれを産業に対する波及効果を公益性とした」としてその根拠に産業連関表による考え方をもち出しています。

従来、宮崎県では電力産業等公益性のある企業に対する固定資産税の減免税等以外は個々の企業に公金の補助はしないとしてきました。しかし、国において新産業都市法、低開

発地域開発促進法などが制定され、公共団体による基盤整備とともに進出企業に対する減税の措置がとられるようになり、宮崎県においても同趣旨の工場誘致促進条例を制定しました。

その後テクノポリス法等が制定され、宮崎県でも進出企業による雇用の拡大を公益ととらえて新規雇用労働力一人にいくらという基準を設けて工場事業場の新規立地に対して補助金を交付するようになったのが現状です。（新産業都市法は惨憺たる失敗で廃止された）なお、中野証言からも明らかなように運転資金の補助は一切していません。

それをさらにリゾート企業のしかも運転資金に拡大することは全国にも例がないと思いますが、新たに拡大すればそれなりの根拠と合理的基準がなければなりません、全くないことであります。

産業連関は国や自治体の産業政策上の指針にはなりえても、個々の企業の支援策の根拠にはなりえないと思います。

さらに証人の証言では産業連関すら検討せず、単に観光課が観光産業の関連産業に対する波及効果が1、3であるのでその数値を機械的にシーガイアの波及効果として補助の基準にすしたと答えるなど、慎重であるべき公金の支出について余りにも無責任な態度であると考えます。

2、本件支出がこれまでの県議会の答弁にも反していること

私は昭和62年から平成3年にかけて16回の一般質問の機会がありましたが、リゾート問題で質問したのは次の九回でした。

昭和62年12月定例県議会（341P）（Pは宮崎県議会史第19集の掲載ページ）

昭和63年7月定例県議会（637P）

昭和63年9月定例県議会（775P）

昭和63年12月定例県議会（862P）

平成元年2月定例県議会（1055P）

平成元年11月定例県議会（1351P）

平成2年6月定例議会（1629P）

平成2年9月定例県議会（1732P）

平成3年2月定例県議会（1947P）

私は

①リゾート法は、地域開発を民活でやることを名目に、大企業のために減免税や道路建設などの利便提供、保安林解除や開発に伴う許認可を緩和するという大企業本位の開発であり真の地域開発にはならない。

②一ツ葉地区の開発は県民の貴重な財産である国有保安林を解除し、1企業の自由にさせる乱開発であること。

③施設が巨大であり投資額も2000億円をこえ、採算の見込みもなく将来おおきな県民の負担となるおそれがあること。

④真のリゾート開発は宮崎県の恵まれた自然を生かして低料金で国民皆が利用できる施設を公共の手で作ること

等を中心にその時々生起する問題をとらえて反対乃至批判的意見を述べてきました。

それにたいする答弁のなかで本件訴訟と特に関係の深い問題は次のとおりです。

(1) フェニックス・リゾート社への出資について(昭和63年7月議会)

中世企画調整部長は「一ツ葉地区には保安林として国有林が含まれており開発にあたってはその適正な活用や管理を図るという観点から、県及び地元市町村が出資する第三セクターの設立が求められている」と出資の趣旨を述べました。

これは、一ツ葉地区は都市公園阿波岐原森林公園内にありまた国有保安林が含まれていることから、開発は民間が行うが、それによって保安林から受ける県民の利益や都市公園の自由な利用などという県民の権利が侵されないよう、公共的利益を守りチェックするために出資するとしていたものです。

(2) フ社が赤字になった場合の対策について(平成2年3月議会)

中世企画調整部長は「資金の調達も民間によって行ってもらい、経営による赤字が生じても公共団体は負担しないこととしている」と答弁しました。

以上は私に対しそれぞれ2度答弁し、また他の同僚議員の質問にも同趣旨の答弁をしています。

以上に対し今回の県知事の措置は

(1) 県・市の出資金がゼロになり全くの民間企業になったことは、第三セクターであるフ社に売り払われていた国有地が民有地になってしまったこと合わせ、公共的利益を担保する手段を失う結果になることを重視しなければならないと考えます。

(2) 今回県がフ社の運転資金として58億円を予算化したのは、事業計画時以来の議会

と県民に対する度々の約束にもあきらかに違反しています。

3、中野氏の証言の誤りについて

先に9月9日、本裁判所で行われた中野廣明氏の証言は事実と異なる証言であったので、事実を申し述べます。

証人は被告代理人の

「このころは、県民の皆さん、あるいは議会の皆さん方の、例えば政党の動きとかそういったものはどういう動きだったんでしょうか」

との質問に対し

「その当時、私は直接の担当ではありませんけれども、シーガイア関係の担当部長になったときに当時の議会の議事録を相当読みました。議会は全政党あけて賛成の応援、是非リゾート構想指定を取れというようなことを、議会の議事録として読んでおります」

と証言しております。

事実関係としては、日本共産党は総合保養地域整備法（以下リゾート法）が昭和62年6月国会で成立した際には国会で反対の態度をとりました。

その後宮崎県では

昭和63年6月 宮崎県がリゾート構想を作成、リゾート法の指定を受ける。

昭和63年9月 宮崎県議会がフェニックス・リゾート社に3750万円の出資を議決
（日本共産党反対）

昭和63年12月フェニックス・リゾート社設立。

平成3年3月 宮崎県議会がフ社に37.50万円の増資を議決（日本共産党反対）

平成3年3月 事業着工。

という経過をたどっております。

日本共産党議員団は観光・リゾートは宮崎県にとっても重要な産業であるだけに宮崎県の恵まれた自然を生かし農業など地場産業と結びつけた観光のありかたを追求してきました。その観点から見たときリゾート法の内容、それにもとづくシーガイアを中心とした一ツ葉リゾート計画は決して県民の利益にならないし、観光産業の発展に結びつかないとして批判的見解と反対意見を述べてきました。

また、直接関連する先に述べたフェニックスリゾート社に出資する議案及びリゾート施設に対する特別な減税条例には反対してきました。

証人がいうように議会は全政党が賛成という状況ではありませんでした。

なお、この間の発言については平成14年3月31日宮崎県議会事務局発行の「宮崎県議会史第十九集」に網羅されていますがその関係部分を資料として提出しますのでご覧ください。

おわりに

以上私は長年地方自治に携わってきたものとして、また、シーガイア創立時の議会審議に関係したものとして事実と守るべき法理について述べてきました。

60億円は県民の血の滲むような税金であり、県民一人当たりのすれば5000円にもなります。よって裁判所が本件支出を違法な支出として認定し、原告が主張するように宮崎県に返還を命じられるよう要望します。

以上

意見陳述

(2002,12,9)

原告代理人 年 森 俊 宏

本件住民訴訟は、憲法92条の定める「地方自治の本旨」、特に住民自治の実現に関わる重要な訴訟であります。住民自治の実現のために、一般県民が県行政を検証する手段としての住民訴訟が、さらに重要なものとなっています。日本国憲法の調査を目的として設置されています衆議院の憲法調査会は、仙台、神戸、名古屋、沖縄、札幌での地方公聴会に次いで、本日、福岡での地方公聴会を開催します。原告代理人の後藤好成弁護士は、6名の意見陳述者の1人として、意見を述べる予定です。今世紀に、価値ある日本国憲法を憲法を守り、その地方自治規定をさらに発展させるためにも、被告の違法支出は、厳しく断罪されるべきであります。

ところで、昨年6月に出された司法制度改革審議会意見書では、政策的判断への司法の不介入等、行政庁に優越的地位を認めることの問題が指摘され、引用すると「21世紀の我が国社会においては司法の果たすべき役割が一層重要となることを踏まえると、司法の行政に対するチェック機能を強化する方向で行政訴訟制度を見直すことは不可欠である。」との認識が表明されました。もちろん、現在の法制度の下でも、本件公金支出は違法と判断されるべきであります。あらためて、住民訴訟における裁判所の司法的権能の重要性を確認させていただきたいところです。

本件は、700名を越える県民が原告として提訴し、公金支出と監査請求から約3年、提訴から約1年半を経過しました。この裁判を支え、傍聴にも参加された県民のエネルギーはどこから生まれたのでしょうか。長引く不況の中で、生活の場で、職場で、地域で、学校で、様々な問題や困難を抱えながらも、つつましく暮らしている庶民にとって、被告の無責任な60億円投入が決して許されない悪政だからであります。

被告は、今に至るも、リゾート社が世界有数のリゾートとして成長しつつあるなどと自慢しています。しかし、外資企業に売却されたリゾート社が、今後、民間企業としてどのように生き残れるかが問題なのではありません。リゾート社の破たん直面して、被告個人の資金が使われたという問題でもありません。どこかの企業家なり資産家が、大金を投入したことの適否が問われているのではありません。国民・県民の貴重な血税でまかなわれている宮崎県の公金60億円が支出されたことの、その違法性が問われているのです。

第一勧銀の融資停止決定により、大幅に不足する運転資金補填の途を完全に絶たれ、まさに倒産手続しか考えられなかったリゾート社に、何故に、そして何のために60億円もの公金が支出されねばならなかったのでしょうか。

被告は、抜本的経営改善計画策定するまでの経営存続のためであったと言います。

しかし、3000 億円近くの巨額の債務を抱えて銀行からも完全に見放されたリゾート社に、今さら倒産手続を回避する抜本的改善計画など最初からあろうはずがありません。

中野証人は、スポンサーありきの再建でその確保のために必要であったとも証言しました。しかし、公金投入後、サミットが終了するまでの半年以上も、肝心のスポンサー探しが着手された様子はありません。

中野証人は、会社更生法開始申立後の県議会で「第一勧銀融資停止時に会社更生法申請も考えられたが、サミット外相会合の開催が決まっていただけに引き延ばすしかなかった」と答弁したと報道されています。

まさに、この答弁に、外相サミットをシーガイアでやりたいという被告の個人的願望を達するため、本来なら直ちに当然になすべき法的倒産手続をせず、これをいたずらに引き延ばすために本件公金支出をなした被告の本音が端的にあらわれています。

中野証人の証言も踏まえた最終準備書面で記述したように、リゾート社の経営内容と目的には、およそ地方自治法232条の2の定める公益性はありません。さらに、本件公金支出は、サミット開催のための一時的な延命策・問題先送りにすぎない無駄金であり、支出の方法や手続き面でも違法であり、平等性に著しく反し県財政の窮状からしてはならない支出です。さらに、第三セクターに関する指針などに反するものであり、公益性は否定されるべきであり、形式的にも実質的にも違法なものです。60億円の公金は、かならず県財政に返還されるべきものです。

裁判所の公正な判決をお願いするものであります。

確 約 書

平成 12 年 1 月 18 日

(財) 宮崎県コンベンションビューロー
理事長 塩 見 一 郎 殿

申請者の住所 宮崎市大字塩路字浜山3083番地
申請者の団体名 フェニックスリゾート株式会社
及び代表者の氏名 代表取締役社長 佐藤 棟良

代表取締役副社長 海老原 政徳

代表取締役副社長 中村 浩

平成12年 1月 18日、国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金補助事業による補助金を申請するにあたり、当社の安定的経営の継続を実現するため、12年度中に全力を傾注して抜本的経営改善計画を策定するとともに、速やかにこれを実施することを確約いたします。

甲第75号証から
甲第77号証まで

